

令和4年度 第1回（第39回） 魚沼市地域公共交通協議会

次 第

日 時：令和4年6月27日（月） 13：30

会 場：魚沼市役所本庁舎3階 議会会議室

1 開 会

2 開会あいさつ

3 報 告

- (1) 令和3年度魚沼市乗合タクシーの運行実績について・・・・・・・・・・資料1
- (2) 令和3年度入広瀬コミュニティバスの運行実績について・・・・・・・・・・資料2
- (3) 乗合バス「小出－魚沼基幹病院経由－六日町線」
実証運行（上半期）について・・・・・・・・資料3
- (4) その他

4 議 事

- (1) 令和3年度協議会事業報告及び決算について・・・・・・・・・・資料4
- (2) 生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統）（案）について・・・・・・・・資料5
- (3) 自家用有償旅客運送の更新登録の申請（案）について・・・・・・・・・・資料6
（入広瀬コミュニティ協議会）
- (4) その他

5 その他

6 閉 会

令和4年度 魚沼市地域公共交通協議会委員名簿

(敬称略)

令和4年6月15日現在

No.	区 分	所 属 等		氏 名	備 考
1	法第6条第2項第1号の委員 (市町村)	魚沼市長		内 田 幹 夫	会長
2	法第6条第2項第2号の委員	東日本旅客鉄道株式会社	浦佐駅長	山 田 真 紀	
3		南越後観光バス株式会社	取締役乗合バス営業部長	川 上 洋 一	
4		魚沼市タクシー協会	会長	小 島 由 紀 子	
5		ひかり交通株式会社	代表取締役	山 本 学	
6		入広瀬コミュニティ協議会	会長	浅 井 宏 一	4/1～
7		国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所計画課	課長	瀧 澤 秀 則	4/1～
8		新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整担当	計画専門員(総括)	葦 澤 学 宏	6/9～
9		魚沼市産業経済部建設課	課長	星 和 久	監査員
10		法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署	署長	尾 崎 豊
11	(公安委員会、利用者、学識経験者、市町村が必要と認める者)	堀之内連合区長会	会長	上 村 勤	監査員
12		小出干溝区連合自治会	会長	富 永 弘	4/1～
13		湯之谷地区自治会長連絡協議会	会長	坂 内 貢	4/1～
14		広神連合自治会	会長	青 山 春 彦	
15		守門地区区長会	会長	横 山 和 俊	4/1～
16		入広瀬地域区長会	会長	浅 井 稔	4/1～
17		長岡工業高等専門学校環境都市工学科	教授	宮 腰 和 弘	副会長
18		国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課	課長	玉 卷 史 成	
19		国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	首席運輸企画専門官	島 谷 尚 之	
20		新潟県魚沼地域振興局地域振興担当	地域振興専門員	渡 辺 智 恵 子	4/1～
21		新潟県立小出高等学校	校長	南 方 伸 之	4/1～
22		魚沼市老人クラブ連合会	理事	佐 藤 喜 郎	
23		魚沼市自立支援協議会	会長	井 口 正 博	
24		一般社団法人日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会	議長	矢 島 良 彦	
25		魚沼市市民福祉部介護福祉課	課長	茂 野 孝	4/1～

魚沼市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、魚沼市小出島910番地魚沼市役所本庁舎内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること
- (4) 道路運送法施行規則第49条第2項に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (6) 協議会の運営に関すること
- (7) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監査員2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第8条 会長は、魚沼市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第9条 副会長は、委員の中から協議会において互選する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市市民福祉部生活環境課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、魚沼市生活環境課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、魚沼市生活環境課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は魚沼市のホームページ等を利用して公表する。
- 8 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(分科会の設置)

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各号に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員及び第12条第5項の関係者(以下「協議会委員等」という。)が協議会の会議等に出席したときは、報酬を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。

2 協議会委員等及び事務局職員が研修会等のため旅行したときは、費用弁償を受けることができる。

3 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第17条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第18条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合及び軽微な変更にあつては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年3月17日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年9月1日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年6月20日から施行する。

この規約は、平成29年7月25日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

この規約は、令和2年5月7日から施行する。

この規約は、令和2年11月27日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社 乗合部長
	魚沼市タクシー協会 会長
	ひかり交通株式会社 代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅 駅長
	入広瀬コミュニティー協議会 会長
	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所調査課 課長
	新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 課長
	魚沼市産業経済部建設課 課長
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署 署長
	地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、 広神地区、守門地区、入広瀬地区）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
	新潟県魚沼地域振興局 地域振興専門員
	新潟県立小出高等学校 校長
	魚沼市老人クラブ連合会 会長
	魚沼市地域自立支援協議会 会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長
	魚沼市市民福祉部介護福祉課 課長

3 報告

1) 令和3年度魚沼市乗合タクシーの運行実績について【資料1】

◆ダイヤ改正等（令和3年10月1日改正）

路線バス「小出ー六日町線」魚沼基幹病院経由の新規運行に合わせ、乗継改善のため「堀之内地域乗合タクシー」、「広神地域乗合タクシー」の運行時刻を調整。

2) 令和3年度入広瀬コミュニティバスの運行実績について【資料2】

入広瀬コミュニティバスは、入広瀬地域内の交通不便地や高齢者をはじめとする地域住民の移動が困難な地域において、入広瀬コミュニティ協議会が運行主体となり、安全性・安定性を確保しながら地域に密着した運行を行っている。

3) 乗合バス「小出ー魚沼基幹病院経由ー六日町線」実証運行（上半期）について【資料3】

- ◆実施期間 令和3年10月1日から令和4年9月31日まで（継続中）
- ◆区 間 魚沼基幹病院前から浦佐駅西口
- ◆運行本数 1日当たり3往復運行（「小出ー六日町線」全体8往復の内）

4 議事

1) 令和3年度協議会事業報告及び決算について【資料4】

◆主な事業について

▶乗合タクシー等共通回数券交付事業（自動車等運転免許証自主返納者対象）

- ・回数券利用可能額 22,000円相当（100円×22枚綴×10冊）
- ・令和3年度交付者数 206人

▶乗合タクシー利用促進月間

- ・7月1日～7月31日までの1か月間実施
- ・利用者数の先月比 118.2%

2) 生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統）（案）について【資料5】

- ◆認定申請に伴う協議事項
 - ▶計画概要、運行系統及び運行予定者等
 - ▶計画認定、国庫補助金

3) 自家用有償旅客運送の更新登録の申請（案）について【資料6】

- ◆更新登録申請に伴う協議事項
 - ▶運行主体
 - ・名称 入広瀬コミュニティ協議会
 - ・住所 新潟県魚沼市穴沢 215 番地 1
 - ・代表者 浅井 宏一
 - ▶運送区域
魚沼市（入広瀬地域）
 - ▶更新登録の申請有効期間
令和4年9月23日から3年間

令和3年度実績報告書

魚沼市乗合タクシー
小出まちなか循環線
入広瀬コミュニティバス



令和4年6月27日
第39回 魚沼市地域公共交通協議会

目次

1. 事業者別運行系統	1
2. 魚沼市ネットワーク路線図	2
3. 地域別 利用者実績	3
(1) 利用者総数の推移	4
(2) 地域別乗合タクシー推移	5
4. 路線別 乗合タクシー 利用者実績	6
(1) 運行系統別利用者数実績	7
(2) 小出地域乗合タクシー	8
(3) 小出まちなか循環線	9
(4) 堀之内地域乗合タクシー	10
(5) 湯之谷地域乗合タクシー	11
(6) 広神地域乗合タクシー	12
(7) 守門地域乗合タクシー	13
(8) 入広瀬コミュニティバス	14
5. 魚沼市乗合タクシー事業費	15
(1) 運行回数・運行率	16
(2) 運行者別事業費	17

1. 事業者別運行系統

【地域公共交通確保維持事業 乗合タクシーの運行内容】 令和3年4月から令和4年3月

運行態様	運 行 者	運行系統名
区域運行 デマンド型	株式会社小出タクシー	小出地域乗合タクシー 湯之谷地域乗合タクシー 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー 三ツ又乗合タクシー
	ひかり交通株式会社	上稲倉・魚野地乗合タクシー 新道島乗合タクシー
	奥只見タクシー株式会社	滝之又乗合タクシー 水沢・越又・泉沢乗合タクシー
	観光タクシー株式会社	赤土乗合タクシー 赤土・小出乗合タクシー（新） 福山新田乗合タクシー 高倉乗合タクシー
路線定期運行	奥只見タクシー株式会社	小出まちなか循環線（順回り） 小出まちなか循環線（逆回り）

【その他 乗合タクシー等の運行内容】 令和3年4月から令和4年3月

運行態様	運 行 者	運行系統名
区域運行 デマンド型	奥只見タクシー株式会社	広神地域内定期便
自家用有償旅 客運送	入広瀬コミュニティ協議会	入広瀬コミュニティバス（H29.10.1～）

2. 魚沼市ネットワーク路線図

【地域乗合タクシー・小出まちなか循環線の運行内容】



- | | |
|---------------|---|
| 小出市街地の乗り入れ路線 | ↔ |
| 地域内のみ運行路線 | ↔ |
| 小出まちなか循環線 | ↔ |
| 小出地域乗合タクシーエリア | ■ |

◆ 地域乗合タクシー(デマンド型区域運行)

小出地域

- ・運賃: 1回 300円
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)

堀之内・湯之谷・広神地域(小出周辺地域)

- ・JR小出駅に接続、小出市街地まで移動可能
- ・運賃: 1回 300円
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)
- ・広神地域は、路線ごとに曜日限定運行

広神地域内定期便

- ・広神憩の家方面行き
- ・運賃: 1回 200円

守門地域

- ・守門診療所で路線バスと乗継、JR越後須原駅に接続
- ・運賃: 1回 200円

◆ 小出まちなか循環線(路定期運行)

小出市街地(順回り、逆回り)

- ・30分に1本運行
- ・運賃は100円/回
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)

◆ 入広瀬コミュニティバス

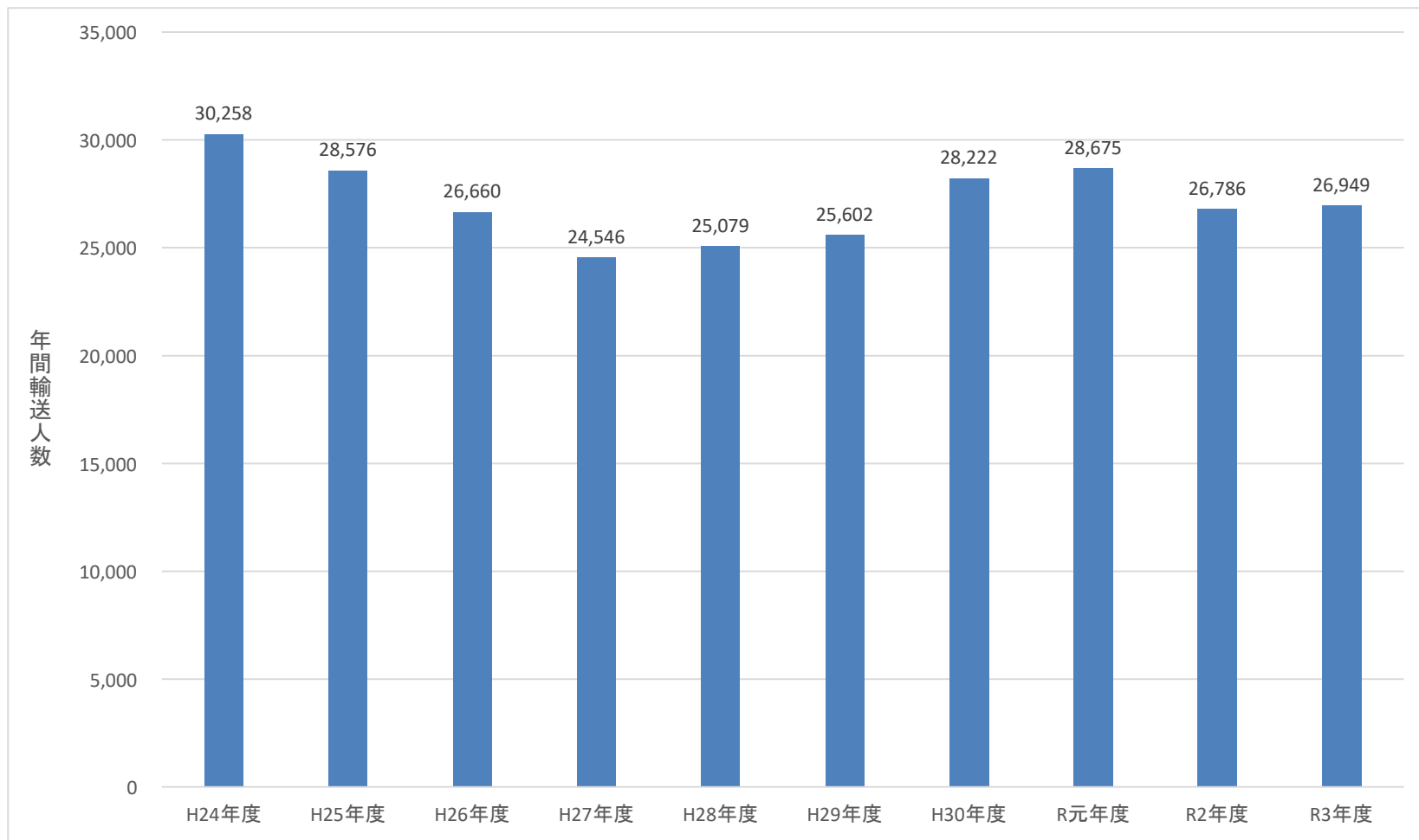
入広瀬地域

- ・入広瀬コミュニティ協議会…別紙

3. 地域別 利用者実績

(1)利用者総数の推移

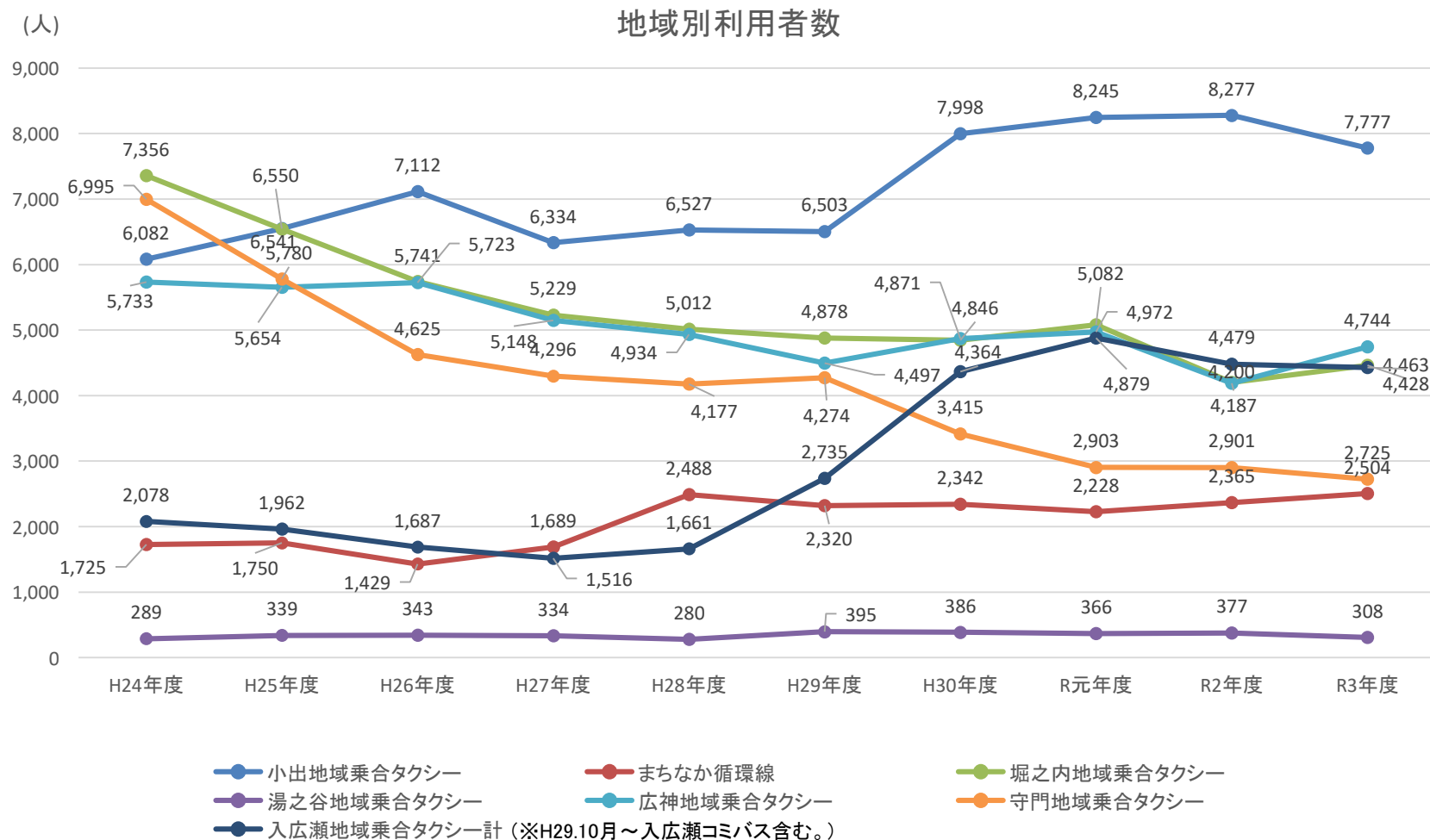
地域や路線により利用者数の増減があるものの、全体として前年度比100.6%の微増となり、新型コロナウイルス感染症による外出控えの影響は避けられないが、利用促進月間の実施等が利用者の増加に寄与している。



※ 各地域の地域乗合タクシー、広神地域内定期便、小出まちなか循環線、入広瀬コミュニティバスの各路線の利用者数を積み上げた値
※ 入広瀬コミュニティバス運行(H29.10.1から)

(2)地域別乗合タクシー推移

- ・運行便数が多く、利便性の高い小出地域乗合タクシーの利用者数が最多である。
- ・堀之内、湯之谷、守門、入広瀬地域の利用者数はほぼ横ばいで推移したのに対し、小出地域は前年度比500人の減少(▲6.0%)、広神地域は557人の増加(13.3%)となった。



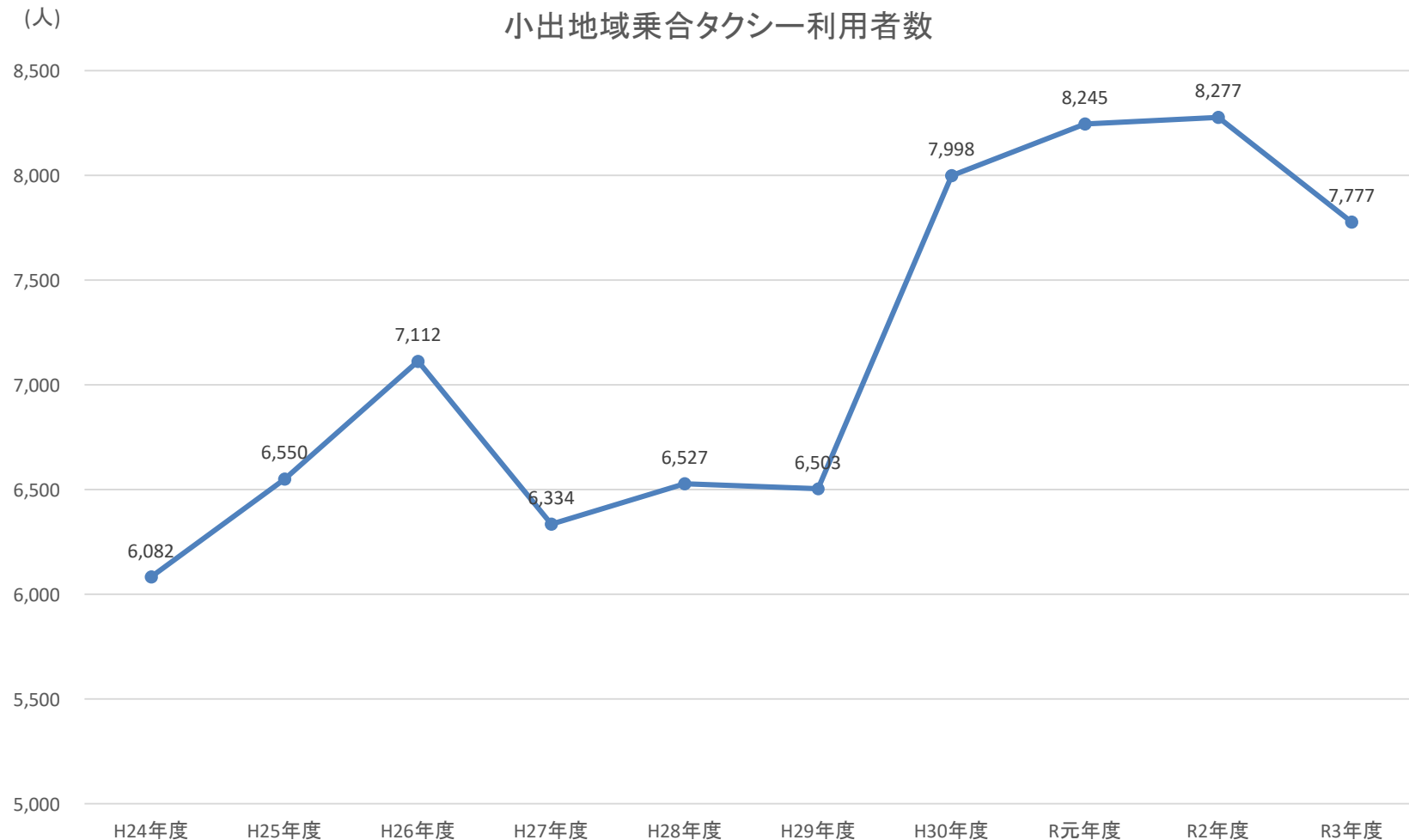
4. 路線別 乗合タクシー 利用者実績

(1)運行系統別利用者数実績

	運行系統	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	前年比
小 出地域	小出	6,082人	6,550人	7,112人	6,334人	6,527人	6,503人	7,998人	8,245人	8,277人	7,777人	94.0%
	まちなか循環線	1,725人	1,750人	1,429人	1,689人	2,488人	2,320人	2,342人	2,228人	2,365人	2,504人	105.9%
堀之内地域	上稻倉・魚野地	5,971人	5,296人	4,338人	3,966人	3,724人	3,564人	3,760人	4,068人	3,174人	3,392人	106.9%
	新道島	1,385人	1,245人	1,403人	1,263人	1,288人	1,314人	1,086人	1,014人	1,026人	1,071人	104.4%
湯之谷地域	湯之谷	289人	339人	343人	334人	280人	395人	386人	366人	377人	308人	81.7%
広 神地域	滝之又～小出	1,600人	1,313人	1,293人	1,030人	1,042人	1,031人	1,082人	1,439人	1,138人	1,223人	107.5%
	水沢～小出	645人	775人	789人	733人	782人	804人	879人	948人	919人	940人	102.3%
	田中～小出	226人	301人	376人	320人	324人	452人	453人	447人	467人	569人	121.8%
	三ツ又～小出	758人	699人	890人	827人	878人	877人	891人	835人	656人	695人	105.9%
	広神定期便	2,504人	2,566人	2,375人	2,238人	1,908人	1,333人	1,566人	1,303人	1,007人	1,317人	130.8%
守 門地域	高倉～須原	2,743人	2,734人	2,305人	2,249人	2,244人	2,406人	2,202人	1,587人	1,501人	1,360人	90.6%
	福山～須原	4,080人	2,922人	2,191人	1,970人	1,863人	1,801人	1,164人	1,216人	1,259人	1,226人	97.4%
	大倉～須原	136人	91人	87人	16人	23人	28人	14人	3人	0人	0人	100.0%
	大倉沢～赤土	36人	33人	42人	61人	47人	39人	35人	27人	17人	20人	117.6%
	赤土・小出								70人	124人	119人	96.0%
入広瀬地域 (H29.10月から コミュニティバス)	上方環状線	1,490人	1,689人	1,435人	1,252人	1,295人	1,381人	2,235人	2,696人	2,145人	2,199人	102.5%
	穴沢～大白川	588人	273人	252人	264人	366人	574人	1,059人	1,180人	1,169人	977人	83.6%
	穴沢・大橋山						780人	1,070人	1,003人	1,165人	1,252人	107.5%
	計	30,258人	28,576人	26,660人	24,546人	25,079人	25,602人	28,222人	28,675人	26,786人	26,949人	100.6%

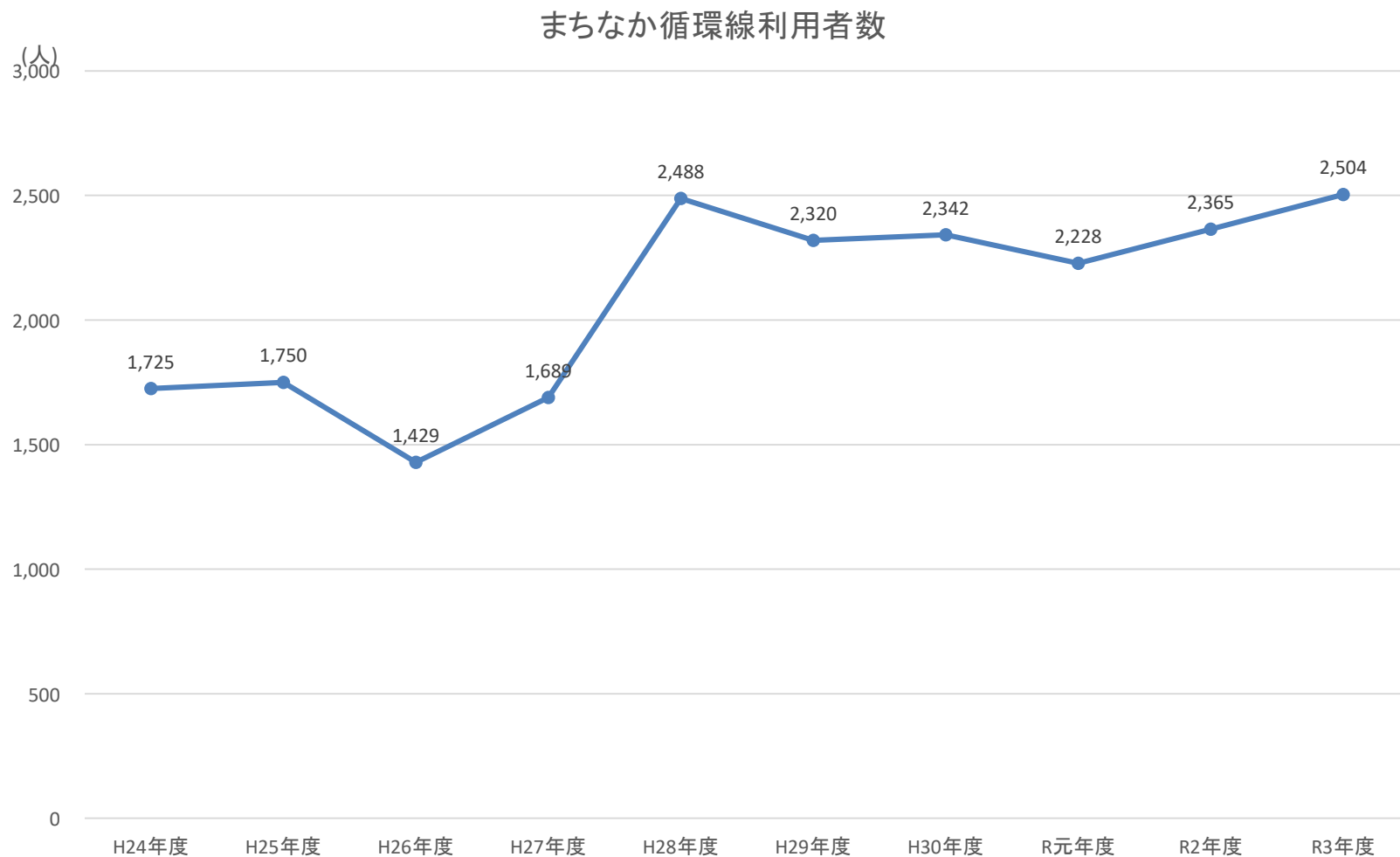
(2)小出地域乗合タクシー

新型コロナウイルス感染症の影響等により、利用者数は前年度比500人の減少(▲6.0%)となったが、小出市街地と周辺の生活圏を結ぶ生活交通として、利便性の高さが認知され、利用者に浸透しつつある。



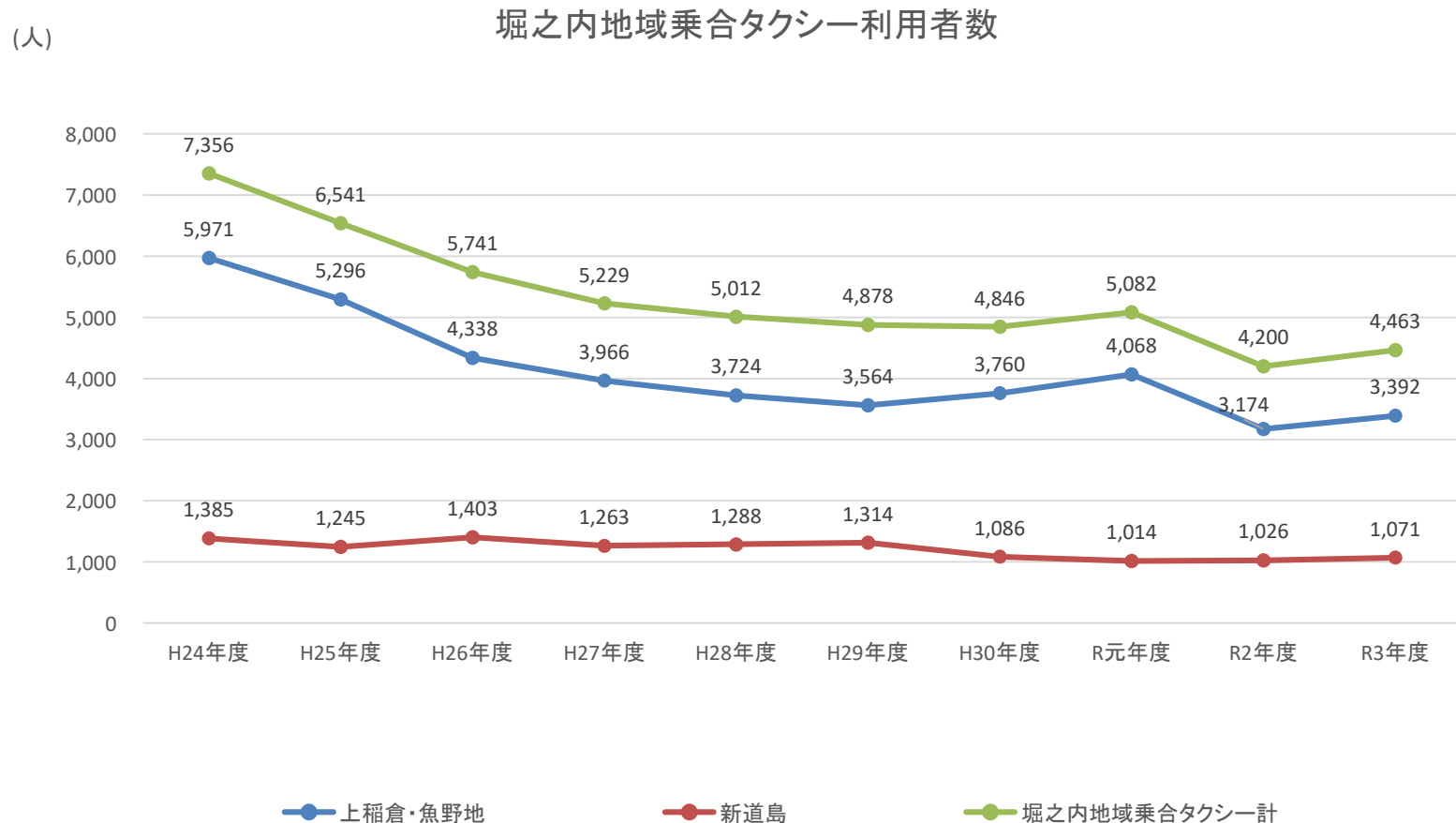
(3)小出まちなか循環線

平成28年度から利用者数はほぼ横ばいで推移しているが、通院利用者の定期乗車や車両装備の充実化、外見から車両認知度の向上を図るなどして、前年度比139人の増加(5.9%)となり、利用者数は近年微増傾向にある。



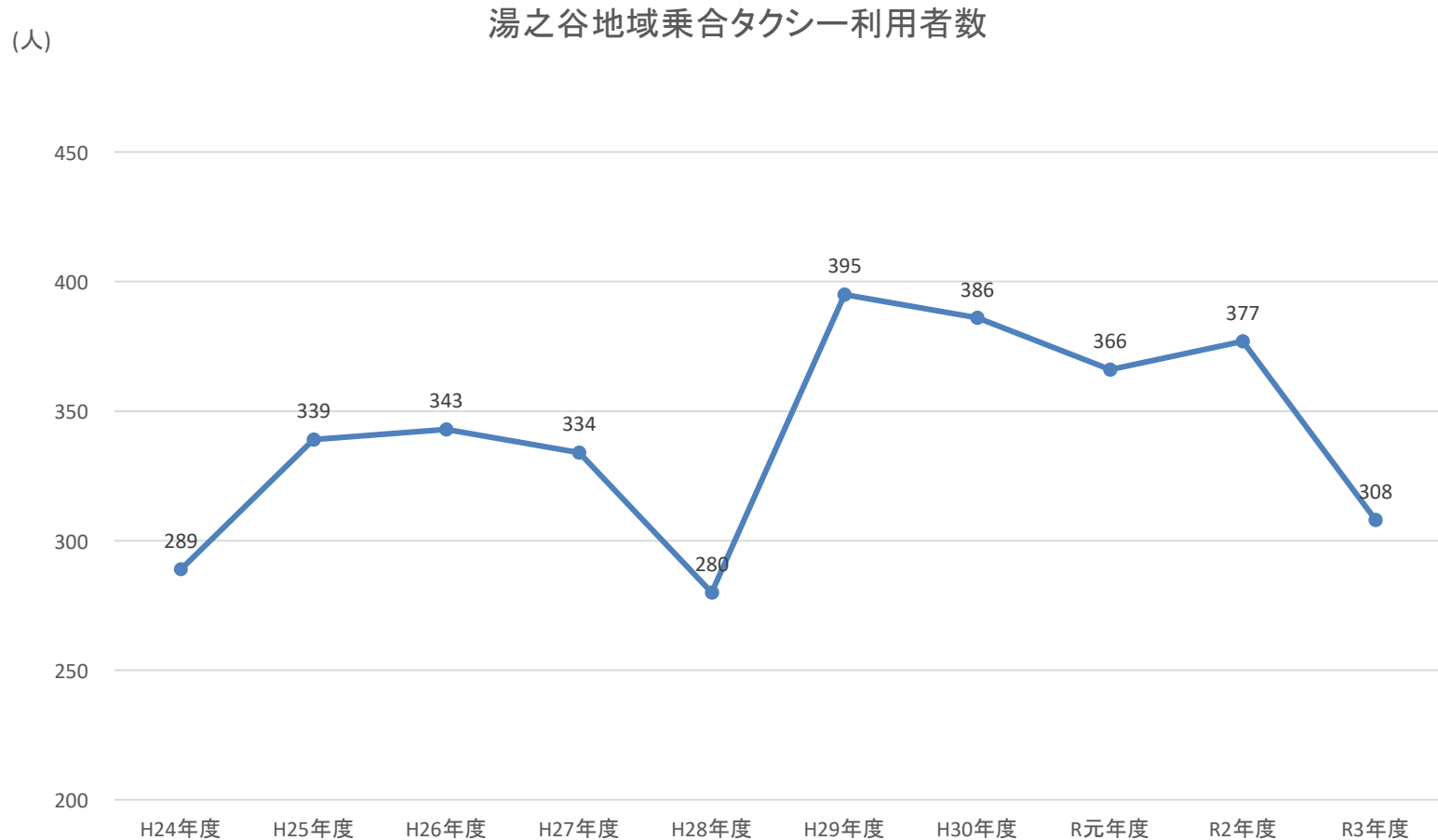
(4) 堀之内地域乗合タクシー

- ・上稲倉・魚野地線の利用者増加に比例して、地域全体では、前年度比263人の増加(6.3%)となった。
- ・上稲倉・魚野地線は、外出控え等による影響で前年度は大幅に利用者が減少したが、今年度は前年度比218人の増加(6.9%)に転じた。
- ・新道島線については、近年ほぼ横ばいで推移しており、前年度比45人の増加(4.4%)となった。利用促進に向けた継続した地域ぐるみの取組が功を奏し、一定の利用者数を維持している。



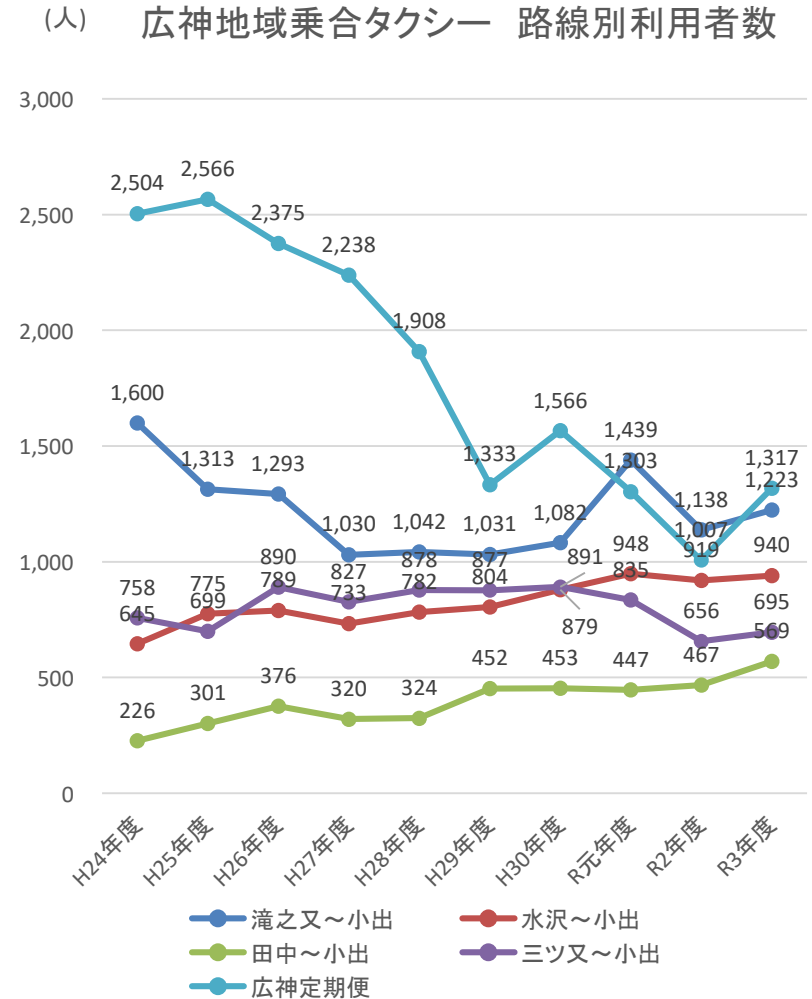
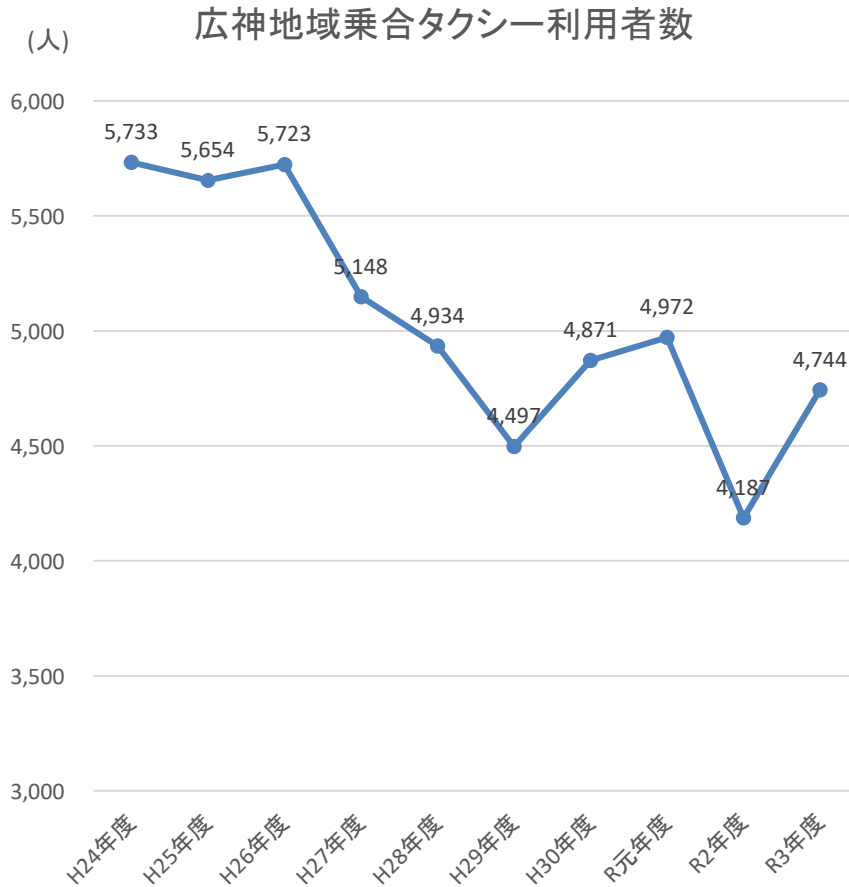
(5) 湯之谷地域乗合タクシー

運行回数が少なく、運行計画は限られた区域と難しい条件下のもと、利用者数は前年度比69人の減少(▲18.3%)と大幅に落ち込んだ。



(6) 広神地域乗合タクシー

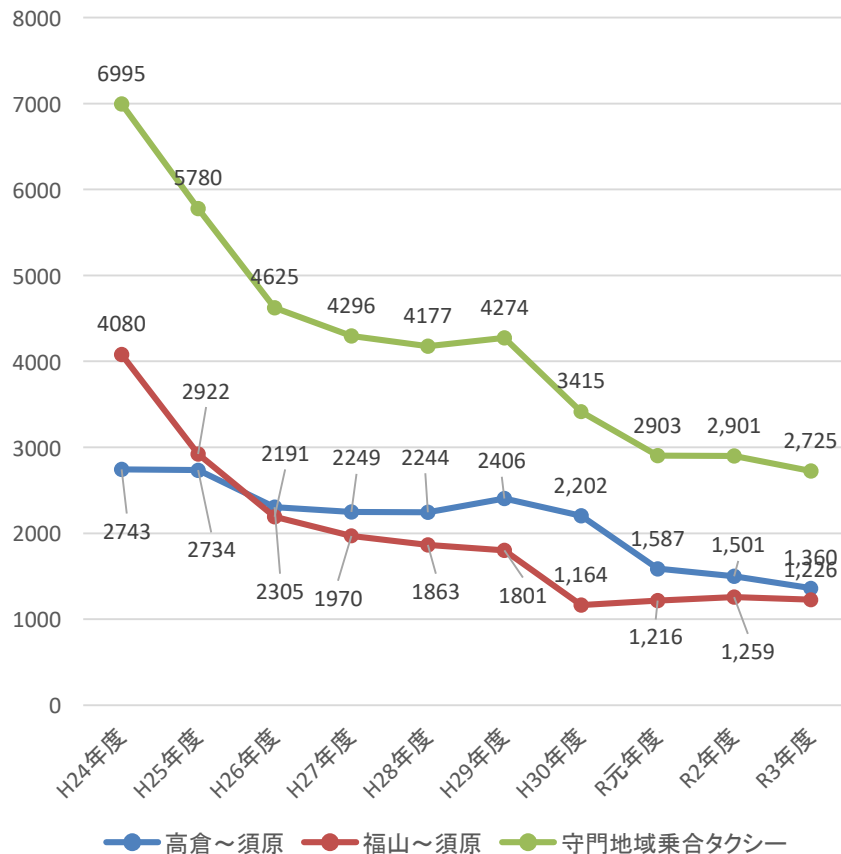
前年度は大幅に利用者が減少したが、今年度は各地区を運行する5路線すべての利用者数が増加し、地域全体で前年度比557人の増加(13.3%)に転じた。中でも、地域内を定期運行する定期便が前年度比310人の大幅増(30.8%)となり、ショッピングセンター等への利便性が高まったことなどから、1人当たりの利用回数が伸びている。



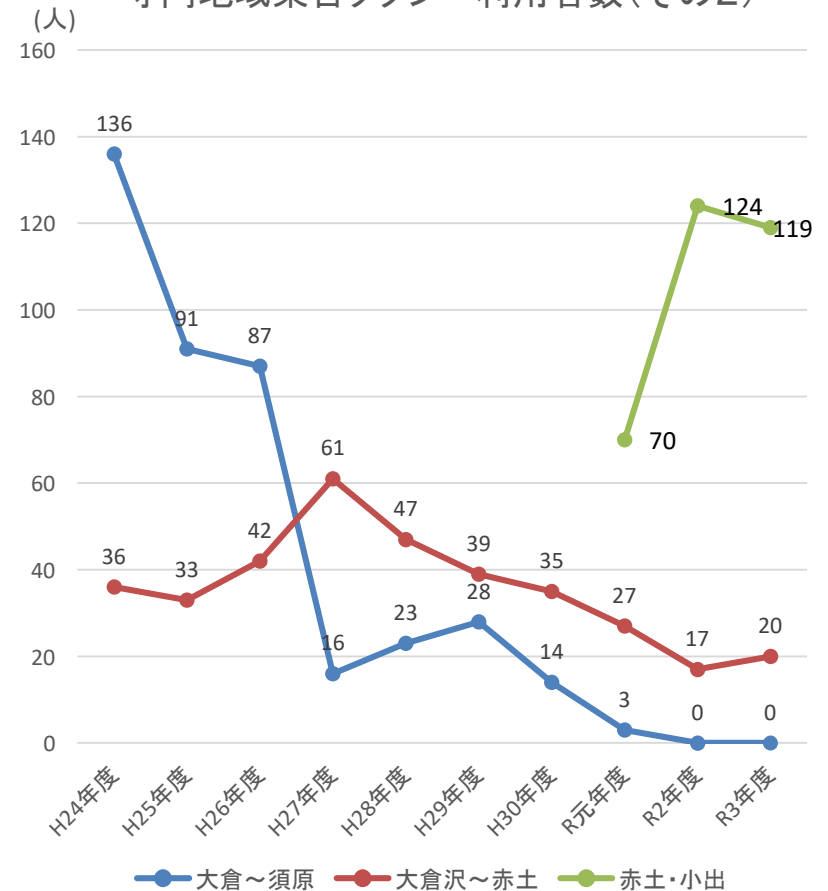
(7) 守門地域乗合タクシー

- ・各地区を運行す5路線すべてにおいて利用者が減少し、地域全体で前年度比176人の減少(▲6.1%)となった。地域全体的に、利用者はほぼ固定客であり、高齢化による利用者の減少に歯止めが掛からないことから、運行方法等の見直しが喫緊の課題となる。
- ・大倉～須原線については、利用実態に即して廃止とし、令和2年度から福山新田乗合タクシーに組み込んだ。
- ・高倉乗合タクシーについては、利用者の大半が診療所への通院客である。また、地域住民の高齢化に伴いデイサービスの利用や福祉施設への入所、他の交通手段の利用などにより、前年度比141人の減少(▲9.4%)となり、利用者は低迷している。

(人) 守門地域乗合タクシー利用者数

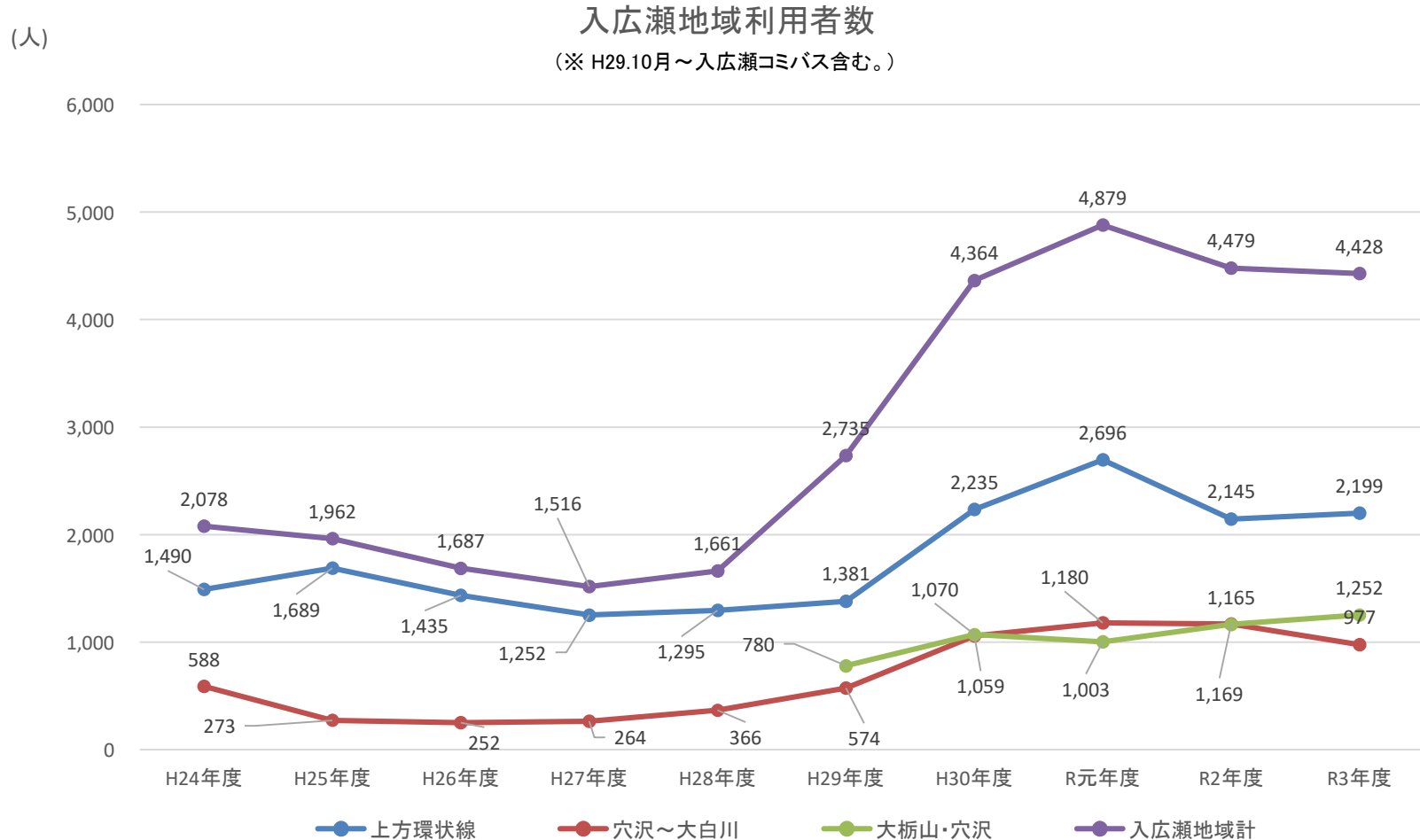


守門地域乗合タクシー利用者数(その2)



(8) 入広瀬コミュニティバス

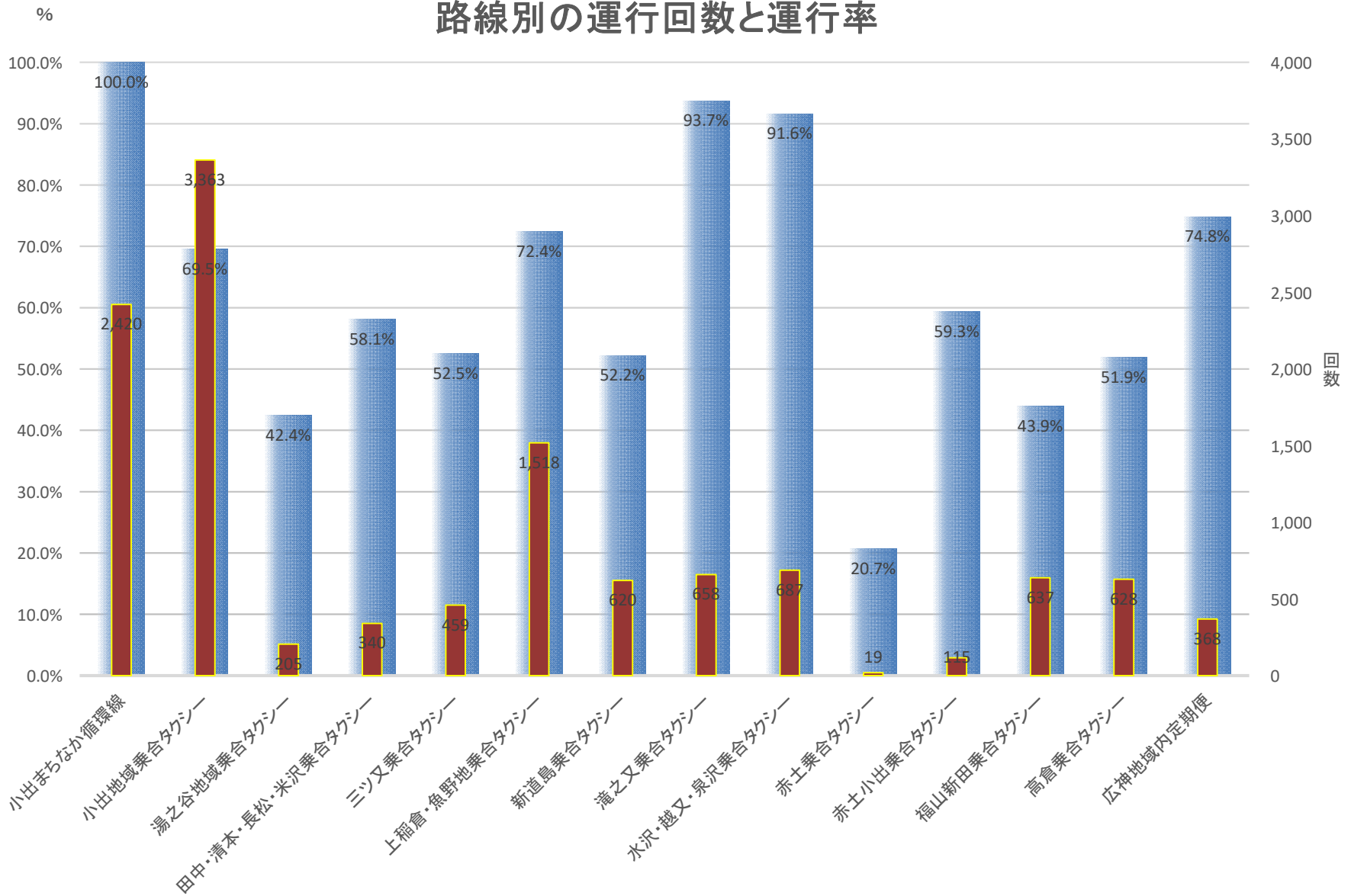
- ・開業以来初めての減少結果となった前年度に続き、今年度も地域全体では前年度比51人の減少(▲1.1%)となった。
- ・平成29年10月から運行を開始したコミュニティバスが、地域住民に広く認知され、移動を必要とする高齢者から広く利用されている。
- ・上方環状線の利用者確保が持続的な運行の鍵となるほか、運転手など運行スタッフの担い手育成も今後重要となってくる。



5. 魚沼市乗合タクシー事業費

(1) 運行回数・運行率

路線別の運行回数と運行率



(2) 運行者別事業費内訳

単位：円

運行者	事業費	内魚沼市補助金	内国庫補助金	内運賃収入	運行系統名
株式会社小出タクシー	23,847,600	18,212,100	3,929,000	1,706,500	小出地域乗合タクシー 湯之谷地域乗合タクシー 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー 三ツ又乗合タクシー
ひかり交通株式会社	21,511,964	18,585,664	1,994,000	932,300	上稲倉・魚野地乗合タクシー 新道島乗合タクシー
奥只見タクシー株式会社	17,619,115	14,138,515	2,637,000	843,600	滝之又乗合タクシー 水沢・越又・泉沢乗合タクシー 広神地域定期便 小出まちなか循環線（順回り） 小出まちなか循環線（逆回り）
観光タクシー株式会社	12,064,009	10,194,109	1,522,000	347,900	赤土乗合タクシー 赤土・小出乗合タクシー 福山新田乗合タクシー 高倉乗合タクシー
計	75,042,688	61,130,388	10,082,000	3,830,300	

（国庫補助金は、運行者へ直接交付）

令和3年度 コミュニティバス実績

●入広瀬コミュニティ協議会（コミバス会計）決算

収 入 額		支 出 額		備 考	
会 費	434,000 円	補 助 分	賃 金	2,960,100 円	会費@2,000×217世帯 (加入率 44%)
協 賛 金	306,000 円		車 輛 経 費	1,105,764 円	
市 補 助 金	4,566,000 円		事 務 費	494,060 円	
繰 越 金	1,194,393 円		そ の 他 支 出	7,000 円	
雑 入	65,462 円		補 助 分 計	4,566,924 円	
		単 独 分	賃 金	595,700 円	
			事 務 費	44,734 円	
			単 独 分 計	640,434 円	
収 入 額 合 計	6,565,855 円	支 出 額 合 計	5,207,358 円	翌年度繰越額1,358,497円	

●公費支出額（コミュニティ協議会への補助金を除く）

区分	支 出 科 目	支 出 金 額			備 考
		ハイエース	ヴォクシー	合 計	
公費 支出	自動車保険料	118,260 円	95,920 円	214,180 円	
	自動車リース料	679,104 円	684,288 円	1,363,392 円	
	合 計	797,364 円	780,208 円	1,577,572 円	

●コミュニティバス運行に係る経費

コミュニティ協議会支出額 5,207,358 円	+	公費支出額（補助金除く） 1,577,572 円	=	運行に係る経費合計 6,784,930 円
-----------------------------	---	-----------------------------	---	--------------------------

●利用者数（月別）

区分	運行日数	利用者数	1日平均
4月	17日	396人	23.3人
5月	17日	341人	20.1人
6月	18日	373人	20.7人
7月	17日	371人	21.8人
8月	18日	386人	21.4人
9月	17日	363人	21.4人
10月	17日	403人	23.7人
11月	18日	352人	19.6人
12月	17日	386人	22.7人
1月	16日	333人	20.8人
2月	16日	332人	20.8人
3月	18日	392人	21.8人
合計	206日	4,428人	21.5人

●利用者数（方面・曜日別）

方 面	曜 日 別 利 用 者 数				
	月	火	水	金	合計
上 方	694	174	734	712	2,314
大 柝 山 ・ 穴 沢	349	52	362	374	1,137
大 白 川	188	128	283	378	977
合 計	1,231	354	1,379	1,464	4,428
運 行 日 数	51	52	52	51	206
1 日 当 た り	24.1	6.8	26.5	28.7	21.5

●運行時間


曜 日	運 行 日 数	運 行 時 間			備 考
		ハイエース	ヴォクシー	合 計	
火	52日	104 h	94 h	198 h	
月・水・金	154日	558 h	637 h	1,195 h	
臨時運行	日	h	h	h	臨時運行なし
合 計	206日	662 h	731 h	1,393 h	

●単位当たり運行に係る経費

区 分	単位当たり経費	計 算 式
運行時間当たり	4,870 円	運行に係る経費合計6784930円 ÷ 運行時間合計1393.0833333333
利用者1人当たり	1,532 円	運行に係る経費合計6784930円 ÷ 利用者数合計4428人

入広瀬コミュニティバス運行計画書

令和4年4月

 入広瀬コミュニティ協議会

1. はじめに ～コミュニティ協議会の基本的な考え方～

(1) 目的

入広瀬地域内の交通不便地や高齢者をはじめとする地域住民の移動が困難な地域において、地域住民が互いに交流し助け合いながら、市民の足となるコミュニティバスの運行をコミュニティ協議会が取り組む。

(2) 入広瀬コミュニティ協議会の役割

平成28年10月から11月の2か月間にわたり魚沼市が実証実験を行い、地域住民から本格運行の実施を希望する声が多数寄せられた。

入広瀬コミュニティ協議会及び6つの地域（自治会）としては、「地域の足」を将来も持続可能にするため、地域自らが運営・運行していくことが重要だと考え、現在市が運行している「乗合タクシー」からコミュニティバスの運行に移行することとした。

<コミュニティバスを核とした地域活性化>

- ・平成29年10月1日運行開始
- ・安定的なコミュニティバスの運行
- ・地域に適した運行形態・運行計画
- ・コミュニティバスを活用した地域活性化
- ・コミュニティ協議会の自立促進

(3) コミュニティバスの特徴 「会員」＝「共助」地域で支えるしくみづくり

コミュニティバスは地域住民が会員となって運行を始める。また、バス運行についても安全性・安定性を確保しながら、地域内の力（地域内雇用）を活用する。

地域の課題

・自家用車を運転する人も含め、「地域の足の確保」を地域の課題として捉える

正確な需要把握

・地域の意見聴取がしやすく、正確な需要と必要なサービスの把握

運行計画策定

・利用者と運営主体の両方の視点で運行計画策定。自らの負担とサービスの関係を確認したうえで、適切なレベルを検討

柔軟な運営とサービス

・地域雇用・人材活用による地域活性化などの事業と連携した運行



地域住民による持続的・安定的な「地域の足」確保へ

2. コミュニティバス運行計画

(1) コミュニティバス運行計画概要 <随時、見直して行く>

①運行ルート及び運行便数

入広瀬地域内を「上方方面」「大栃山・穴沢方面」「大白川方面」の3方面を基本としダイヤを設定する。



	上方方面	大栃山・穴沢方面	大白川方面
ルート	寿和温泉—芋鞘— 横根—農協—寿和温泉	寿和温泉—大栃山— 鏡ヶ池—穴沢—寿和温泉	寿和温泉—大白川— 寿和温泉
便数	5便	3便	5便
距離	8.2 km	4.3 km	18.0 km

②運行日

週3便（月・水・金）の運行を基本とし、運行日が祝日であっても運行する。

また、入広瀬診療所の診察日となっている火曜日について、午前中のみ運行する。

③運休日

年末年始「12月31日から1月3日」とし、天候、災害により運行を中止することがある。

④会費

1世帯2,000円とし年度会員とする。

⑤協賛金

賛同いただける方は、2,000円以上とする。

⑥運行車両

魚沼市より無償貸与（任意保険についても市で加入）小型バス（10人乗り）1台

※H30年10月1日より南越後観光バス（穴沢～大白川間）休止によりコミバスを増台。

ミニバンタイプ（7人乗り）1台

⑦事務所

入広瀬会館に事務所を置く。

〒946-0304 新潟県魚沼市穴沢 215 番地 1 （入広瀬会館 2 階）

入広瀬コミュニティ協議会

Tel : 025 - 796 - 2030 Fax : 025 - 796 - 2767

(2) コミュニティバス時刻表 (R4.4.1 現在)

【上方 方面】 ※1便は電話予約があった時のみ運行

停留所	※1便	2便	5便	7便	8便
寿和温泉	-	-	12:15	14:50	-
あぶるま建設	-	-	12:17	14:52	-
農協前	-	-	12:18	14:53	-
保健センター前	-	-	12:19	-	-
穴沢バス停	-	-	②12:22	-	③17:00
入広瀬庁舎	6:43	9:35	12:23	14:54	17:01
平成館	6:46	9:38	12:26	14:57	17:04
白坂	6:47	9:39	12:27	14:58	17:05
あけぼの館	6:48	9:40	12:28	14:59	17:06
佐藤武司宅前	6:49	9:41	12:29	15:00	17:07
佐藤正行宅前	6:50	9:42	12:30	15:01	17:08
芋鞆神社入口	6:51	9:43	12:31	15:02	17:09
田小屋アパート前	6:53	9:45	12:33	15:04	17:11
渡辺フジ宅前	6:55	9:47	12:35	15:06	17:13
亀山勝二宅前	6:57	9:49	12:37	15:08	17:15
渡辺政支宅前	6:58	9:50	12:38	15:09	17:16
松尾勝一宅前	7:00	9:52	12:40	15:11	17:18
みずほ会館	7:01	9:53	12:41	15:12	17:19
渡辺文雄宅前	7:03	9:55	12:43	15:14	17:21
佐藤サク宅前	7:04	9:56	12:44	15:15	17:22
平野又十字路	7:07	9:59	12:47	15:18	17:25
平野又アパート	7:08	10:00	12:48	15:19	17:26
農協前	-	10:01	12:49	15:20	-
保健センター前	-	10:02	-	-	-
寿和温泉	-	-	12:52	15:23	-
農協前	-	-	12:55	15:26	-
穴沢バス停	①7:10	-	-	-	-
入広瀬庁舎	-	10:04	12:56	15:27	17:28

【大白川 方面】

停留所	★1便	★2便	★3便	★4便	★5便
鏡ヶ池	-	-	10:45	12:17	-
保健センター前	-	-	10:48	12:20	-
農協前	-	-	10:49	12:21	-
入広瀬庁舎	6:30	8:30	10:50	12:22	17:00
穴沢バス停	6:31	8:31	10:51	⑤12:23	⑥17:01
穴沢寺前	6:32	8:32	10:52	12:24	17:02
柿ノ木	6:37	8:37	10:57	12:29	17:07
大白川駅	6:43	8:43	11:03	12:35	17:13
木工所	6:44	8:44	11:04	12:36	17:14
本村十字路	6:46	8:46	11:06	12:38	17:16
大雲沢ヒュッテ	6:49	8:49	11:09	12:41	17:19
大白川神社	6:51	8:51	11:11	12:43	17:21
山菜会館	6:52	8:52	11:12	12:44	17:22
本村十字路	6:53	8:53	11:13	12:45	17:23
木工所	6:55	8:55	11:15	12:47	17:25
末沢処理場入口前	6:57	8:57	11:17	12:49	17:27
末沢三叉路	6:59	8:59	11:19	12:51	17:29
大白川駅	7:00	9:00	11:20	12:52	17:30
柿ノ木	7:06	9:06	11:26	12:58	17:36
穴沢寺前	7:11	9:11	11:31	13:03	17:41
穴沢バス停	④7:12	9:12	11:32	13:04	17:42
農協前	-	9:13	11:34	13:05	-
保健センター前	-	9:14	-	-	-
あぶるま建設	-	-	11:35	13:06	-
寿和温泉	-	-	11:37	13:07	-
入広瀬駅	-	-	-	13:09	-
鏡ヶ池	-	9:17	11:41	-	-
入広瀬庁舎	-	9:20	11:44	13:11	17:43

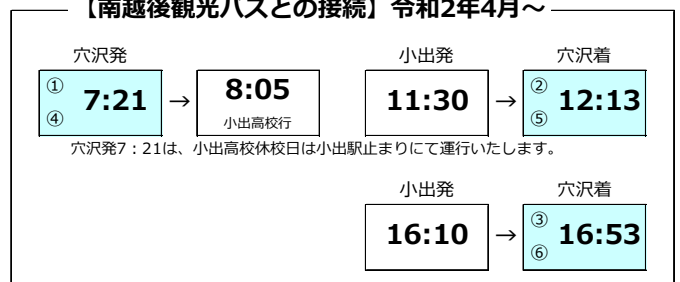
【大栃山・穴沢 方面】

停留所	3便	4便	6便
入広瀬庁舎	10:15	11:45	14:10
農協前	10:16	11:46	14:11
保健センター前	10:17	11:47	14:12
スポーツセンター	10:19	11:49	14:14
寿和温泉	-	-	14:16
入広瀬駅	10:21	11:51	14:18
大島晃宅前	10:22	11:52	14:19
須田宅前	10:23	11:53	14:20
大栃山入口(やまけ)	10:24	11:54	14:21
北新工機前	10:25	11:55	14:22
鏡ヶ池	10:26	11:56	14:23
黒又入口(消防小屋前)	10:27	11:57	14:24
井口建設工業	10:28	11:58	14:25
志田英人宅前	10:29	11:59	14:26
穴沢神社前	10:30	12:00	14:27
清水住宅	10:30	12:00	14:27
穴沢ふれあい館	10:31	12:01	14:28
地藏様前	10:32	12:02	14:29
原集会所	10:33	12:03	14:30
中手原住宅	10:34	12:04	14:31
入広瀬庁舎	10:36	12:06	14:33
農協前	10:37	12:07	14:34
保健センター前	10:38	-	-
寿和温泉	-	12:10	14:37
入広瀬庁舎	10:40	-	-

【※1 便は、電話予約があった場合のみ運行します】

予約は、入広瀬会館 2 階 796-2030 まで
(月～金 9:00-16:00 土日、祝祭日は除く)

【南越後観光バスとの接続】 令和2年4月～

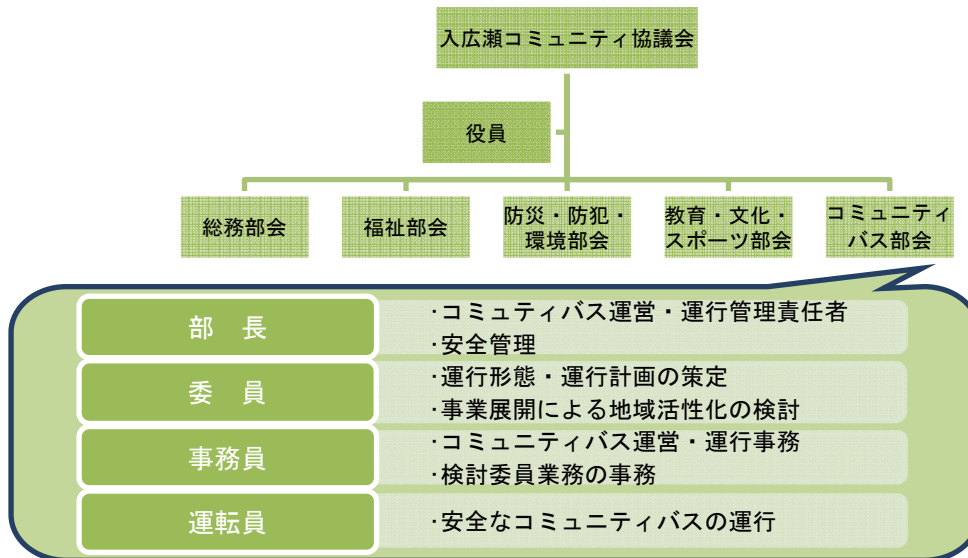


- 1) 定時、3路線(上方方面、大栃山・穴沢方面、大白川方面)で運行します。
- 2) 停留所でお待ちいただくか、自宅付近の運行経路上でお待ちください。
- 3) ★1～5便は、増台したコミバス(トヨタ VOXY)が走ります。
- 4) 「乗り合いタクシー」の運行はありません。

3. 組織体制

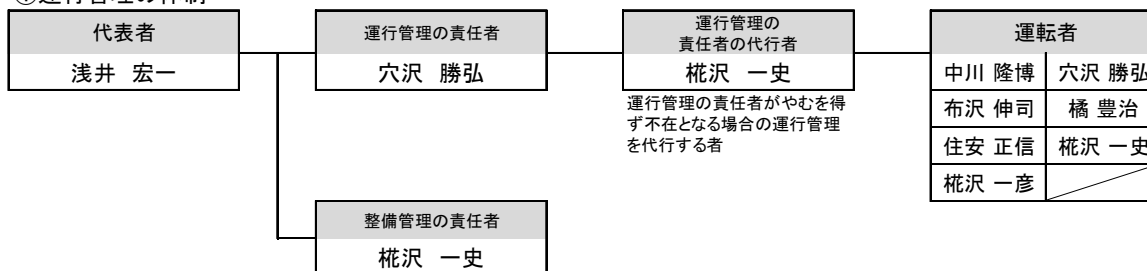
(1) 入広瀬コミュニティ協議会

コミュニティバスは、入広瀬コミュニティ協議会が運行主体となり、魚沼市から補助金を受け安全性・安定性を確保しながら運行する。なお、地域内の力（運転手等の地域雇用）を活用するとともに、地域に密着した運営を目指す。

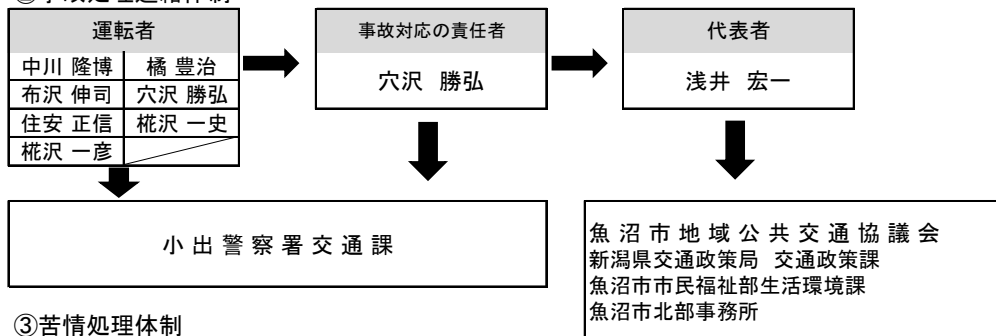


(2) コミバス運行管理・整備管理に係る指令系統

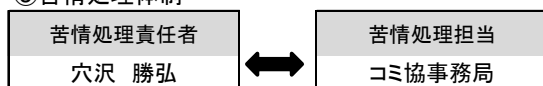
① 運行管理の体制



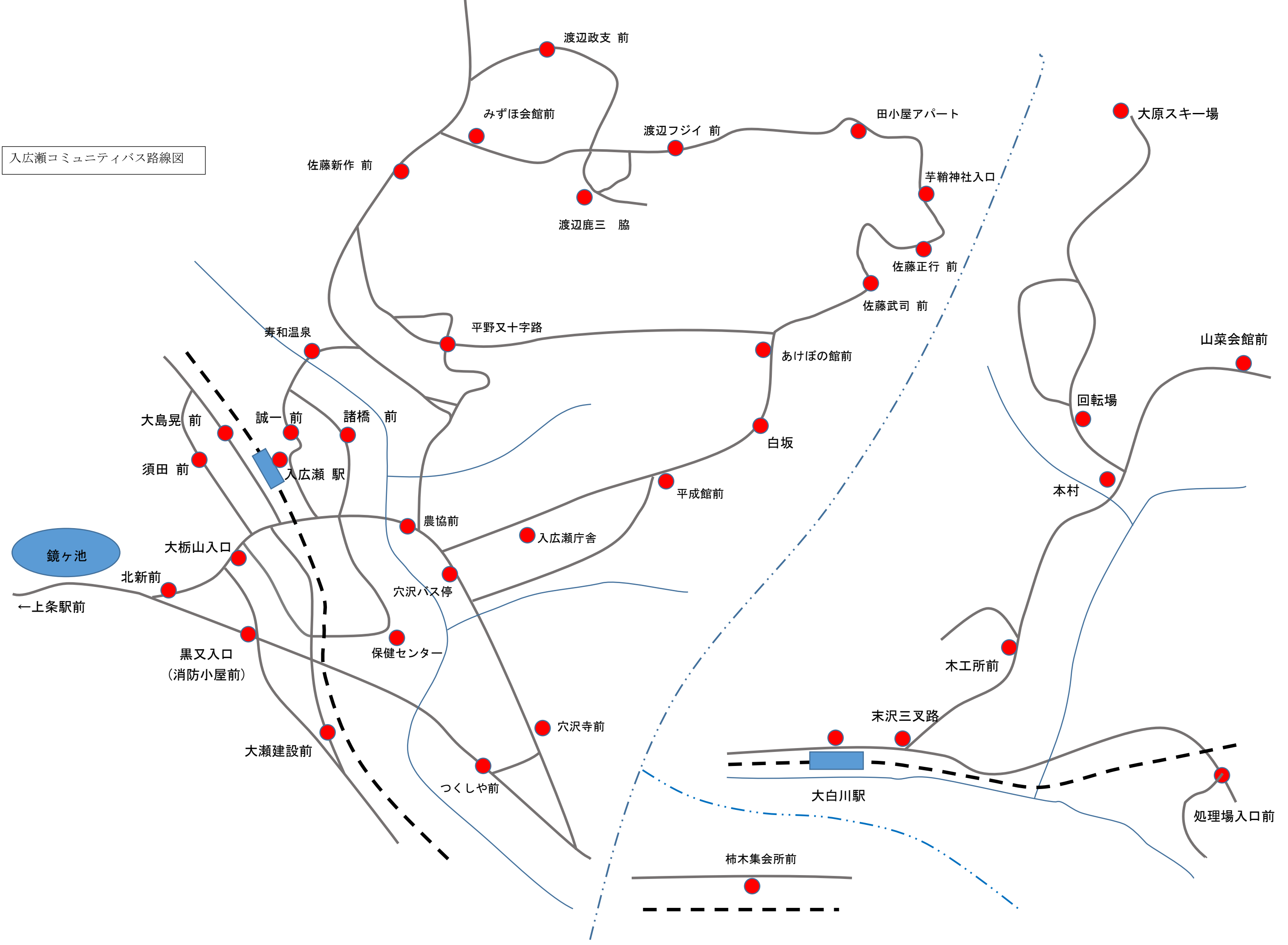
② 事故処理連絡体制



③ 苦情処理体制



入広瀬コミュニティバス路線図



小出＝魚沼基幹病院＝六日町線の利用状況（上半期報告）

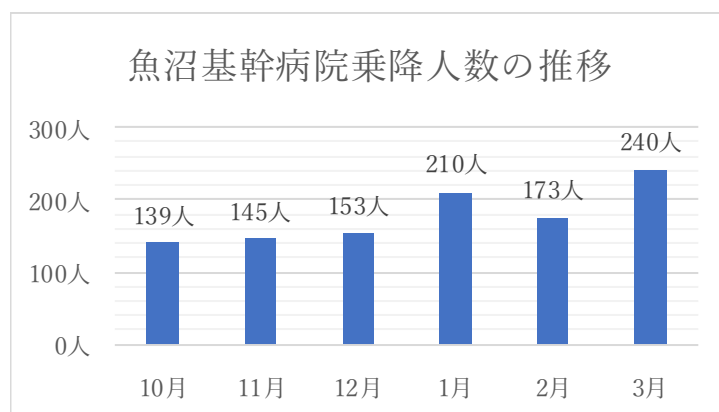
資料出典：南越後観光バス(株)

○魚沼基幹病院での乗車人数・降車人数（R3年10月～R4年3月）

	六日町駅前→魚沼基幹病院→魚沼市役所前						魚沼市役所前→魚沼基幹病院→六日町駅前						合 計	運行日数	1日平均
	六日町駅前 8時00分発		六日町駅前 9時55分発		六日町駅前 11時55分発		魚沼市役所前 8時10分発		魚沼市役所前 10時10分発		魚沼市役所前 11時50分発				
	降 車	乗 車	降 車	乗 車	降 車	乗 車	降 車	乗 車	降 車	乗 車	降 車	乗 車			
10月	17人	4人	9人	9人	6人	13人	25人	6人	9人	25人	4人	12人	139人	21日	6.6人
11月	26人	0人	9人	10人	2人	14人	44人	1人	5人	14人	5人	15人	145人	20日	7.3人
12月	19人	0人	19人	9人	3人	14人	41人	2人	9人	6人	7人	24人	153人	20日	7.7人
1月	40人	0人	12人	24人	16人	11人	48人	4人	8人	19人	6人	22人	210人	19日	11.1人
2月	26人	0人	10人	12人	12人	13人	33人	1人	17人	22人	6人	21人	173人	18日	9.6人
3月	29人	2人	15人	21人	6人	22人	67人	1人	18人	18人	14人	27人	240人	22日	10.9人
合 計	157人	6人	74人	85人	45人	87人	258人	15人	66人	104人	42人	121人	1,060人	120日	8.8人
1日平均	1.3人	0.1人	0.6人	0.7人	0.4人	0.7人	2.2人	0.1人	0.6人	0.9人	0.4人	1.0人			

- ・6か月間の延べ利用人数は1,060人（1日当たり8.8人）で、このうち、魚沼市側の利用が544人、南魚沼市側の利用が516人だった。
- ・魚沼市役所8時10分発の利用者が最も多く、258人（1日当たり2.2人）の利用があった。
- ・魚沼市側から乗車し、基幹病院で降車した人数が366人なのに対し、基幹病院から乗車し、魚沼市側で降車した人数が178人と極端に少なかった。このことから、帰りの時間が合わないため、他の交通手段で帰宅する利用者が多いと思われる。
- ・南魚沼市側から乗車し、基幹病院で降車した人数が276人。基幹病院から乗車し、南魚沼市側で降車した人数が240人となっており、往復で利用されていると思われる。

○魚沼基幹病院での月別乗車人数・降車人数（R3年10月～R4年3月）



- ・利用者は、徐々に増加している。期間を経て認知されてきたものと思われる。
- ・3月まで順調に利用者数を伸ばしてきたが、夏場は利用者数が減少する傾向にあることから、4月～9月の下半期における利用者数の推移が懸念される。

○魚沼基幹病院での曜日別乗車人数・降車人数（R3年10月～R4年3月）

曜日	月	火	水	木	金	合計
運行日数(日)	23	25	23	25	24	120
乗降人数(人)	187	196	228	190	259	1,060
平均(人)	8.1	7.8	9.9	7.6	10.8	8.8

曜日別では、水曜日・金曜日は利用が多く、木曜日の利用が少ない傾向にある。

○令和4年度輸送量見込み

運行系統			1日 当たり 運行回数	平均 乗車 密度	輸送量
起点	主な 経由地	終点			
六日町駅前	新国道	魚沼 市役所前	5.0回	3.3人	16.5人
六日町駅前	魚沼基幹 病院	魚沼 市役所前	3.0回	3.0人	9.0人

基幹病院経由線についても、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の採択要件となる1日平均輸送量15.0人以上を見込みたい。

【上半期評価】

- ・六日町線が魚沼基幹病院経由になったことで、利用者が増加傾向にある。
- ・時間とともに市民に認知・浸透されてきており、実証運行の効果が表れてきている。
- ・令和4年10月以降については、沿線自治体である南魚沼市及び関係機関等と協議を進め、路線維持はもとより、定期路線化に向けた合意形成が得られるよう努めていく。

1 協議会の開催

年月日	事業の概要	内 容
6月28日	第35回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度乗合タクシーの運行実績について 令和2年度入広瀬コミュニティバスの運行実績について 令和2年度事業報告及び決算について 生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統）（案）について
8月27日	第36回協議会 （書面協議）	<ul style="list-style-type: none"> 乗合タクシー時刻表の改正について（令和3年10月1日改正） 実証運行の中止について（田中・清本・長松・米沢乗合タクシー） 交通生活改善事業計画について
12月20日	第37回協議会 （書面協議）	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について
2月22日	第38回協議会 （書面協議）	<ul style="list-style-type: none"> 新道島乗合タクシー実証運行（令和4年1月末現在）について 乗合バス「小出一魚沼基幹病院経由一六日町線」実証運行（中間報告）について 令和4年度役員の互選及び任命について 令和4年度乗合タクシー等のダイヤ改正・運行計画（案）について 令和4年度事業計画及び予算（案）について

2 計画に基づく事業

事業の名称	事業の概要	実行主体
<ul style="list-style-type: none"> 周辺部と中心部の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 移動需要に応じた運行形態やルート等の検討、幹線及び支線の運行計画見直し協議 	魚沼市、交通事業者、関係機関及び施設、区長会、住民 【公共交通計画施策1、2】
<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に即した運行形態再構築 	<ul style="list-style-type: none"> 住民参画による持続可能な公共交通システムの検討（守門地域） 利用者意見等、地域課題や方向性を話し合う場の仕組みづくり 	
<ul style="list-style-type: none"> 公共交通利用促進に資する広報の展開 主要施設への公共交通の乗入れ 観光振興による路線バスの維持 関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 乗合タクシー時刻表の作成及び全戸配布、市HP等 活用ガイドブック作成と配付 中学校等との連携 出前講座の実施 新技術を活用した情報提供検討 商業施設及び病院等との運行計画協議 魚沼⇄尾瀬路線バスの利用促進 交通事業者や関係機関、関係施設等との協議・連携 	魚沼市、教育委員会、中学校等、交通事業者、観光協会 【公共交通計画施策3、4、6】
<ul style="list-style-type: none"> 市外への移動需要に対応した運行 	<ul style="list-style-type: none"> 魚沼基幹病院までの運行ルート見直し、所要時間の短縮協議 	魚沼市、南魚沼市、交通事業者 【公共交通計画施策5】
<ul style="list-style-type: none"> 自動車運転免許返納者等に対するサービスの拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車等運転免許証自主返納者優遇「共通回数券」の交付 高齢者割引制度の拡充 	魚沼市、交通事業者 【公共交通計画施策8】

令和3年度 魚沼市地域公共交通協議会決算書

○歳入

(単位：円)

款	項	目	本年度決算額	本年度予算額	比較	内 訳
1	負担金	1 負担金	3,778,754	4,743,000	▲ 964,246	魚沼市負担金 3,778,754
2	補助金	1 国庫補助金	0	0	0	
3	諸収入	1 雑入	34	1,000	▲ 966	預金利息 34
歳入合計			3,778,788	4,744,000	▲ 965,212	

○歳出

(単位：円)

款	項	目	本年度決算額	本年度予算額	比較	内 訳
1	運営費	1 会議費	36,000	118,000	▲ 82,000	アドバイザー謝金 (回額10,000円×1回) 相談等含む 10,000
						委員報償金 (@2,000×13人×1回) 26,000
	2 事務費	1 事務費	42,064	25,000	17,064	事務用消耗品代 484
						振込・送金手数料 41,580
2	事業費	1 事業費	3,700,724	4,601,000	▲ 900,276	時刻表印刷代 (4/1改正版：全戸配布及び地域版) 693,000
						時刻表印刷代 (10/1改正版) 306,900
						乗合タクシー回数券印刷代 59,400
						免許返納優遇措置に係る回数券精算 (タクシー事業者等へ) 2,522,400
						時刻表等折込代 40,000
						マグネットシート製作 (まちなか循環線) 63,800
						バス出発式会場備品 (魚沼基幹病院行き) 15,224
歳出合計			3,778,788	4,744,000	▲ 965,212	

魚沼市地域公共交通協議会

会 長 内 田 幹 夫

魚沼市地域公共交通協議会

会長 内田 幹 夫 様

会計監査報告書

令和3年度魚沼市地域公共交通協議会収支決算について、監査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1 監査実施日等

実施日 令和4年6月15日
実施場所 魚沼市役所 本庁舎

2 監査資料

魚沼市地域公共交通協議会決算書
帳簿類（予算差引簿、収入伝票、支出伝票）
預金通帳、その他関係書類

3 監査結果

関係諸帳簿及び証拠書類によって監査した結果、出納及び帳簿類は適正であり、現金及び預金は相違ないと認める。

令和4年6月27日

監査員

上村 勤 

監査員

星 和久 

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

魚公共 第 158 号
令和 4 年 6 月 30 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	魚沼市地域公共交通協議会
住 所	新潟県魚沼市小出島 910 番地
代表者氏名	会 長 内 田 幹 夫

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

令和4年6月27日

（名称）魚沼市地域公共交通協議会

<p>生活交通確保維持改善計画の名称</p>
<p>魚沼市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和5年度～令和7年度）</p>
<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p>
<p>魚沼市においては、長岡市へと通じるJR上越線と、市の北部地域（守門、入広瀬地域）を結ぶJR只見線の小出駅を交通結節点にしたバス路線系統により、市街地と周辺の地域拠点が結ばれている。</p> <p>また、市内に点在する生活圏と地域拠点等を結ぶとともに、路線バスを補完し少ない移動需要に対応する生活交通として、魚沼市乗合タクシーと小出まちなか循環線、入広瀬コミュニティバス（自家用有償旅客運送）が運行されており、それぞれの役割によって、魚沼市全域における地域公共交通網が形成されている。</p> <p>町村合併によって市域が広域化した魚沼市においては、JR線、バス路線、タクシー等が市中心部である小出市街地への移動手段として、学生の通学や運転免許を持たない高齢者の通院や買い物など、自家用車を利用できない方々の重要な移動手段となっており、生活に必要な不可欠な交通として機能している。</p> <p>しかしながら、マイカーの普及と少子化により、本市の公共交通機関の利用者は年々減少傾向にあり、バス路線の廃止や縮小、交通事業者の収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が生じている。</p> <p>特に、少子高齢化の進展により人口に占める高齢者の割合が年々高まっている中、高齢に伴う健康上の理由により、バス路線の利用や乗継が困難としている方々が増加しており、小出市街地へのアクセス向上が重要な課題となっているため、市街地周辺地域においては、ドアツードアの乗合タクシーの市街地直通運行や見直しによって利便性向上に努めてきた。</p> <p>乗合タクシーを唯一の移動手段として暮らしを立てる高齢者世帯にとって、乗合タクシーの存続が、健康で文化的な生活を営む上で大きな影響を与えることから、持続可能な地域公共交通網の構築が必要となっている。</p> <p>このため、JR線や広域的・幹線的なバス路線系統との接続などにより、利便性が高く、効果的で効率的な地域内フィーダー系統として運行している魚沼市乗合タクシーを確保・維持することを目的に、地域公共交通確保維持事業により、住民が生活交通を利用することによって安心して暮らせると実感できる地域社会を実現するため、地域公共交通網を持続させていくことが必要である。</p>

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

過去2か年の輸送人員実績数(平均値)は、全体で約21,300人であり、利用者数の増加や利用拡大のための施策を推進する。

目標値については、別紙1のとおり、運行系統別に設定し、100%以上を維持することを目標とする。

(2) 事業の効果

魚沼市乗合タクシーを市内各地域で運行することにより、高齢者等の日常生活に不可欠な通院や買い物等に係る移動手段を確保することができる。また、JR線や広域的・幹線的なバス路線系統と連携することで、中心市街地への効果的な生活公共交通としての運行形態が実現できる。

更に、外出機会の創出や、活発に人々が行き来することで外需が生まれ、高齢者の健康維持が地域の活性化にも繋がることを期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○普及・啓発

- ・乗合タクシーのルートや乗り方が分かる時刻表の作成
市内全戸配布、地域版の配布
- ・利用促進イベント等の実施

○ダイヤ等の調整

- ・路線バス、JRとの乗継ダイヤ改正
- ・路線(運行経路等)の見直し
(魚沼市地域公共交通計画 55頁～73頁参照)

上記取組について、事業者と自治体が連携を図りながら、魚沼市地域公共交通協議会が実施主体となる。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

○運行系統の概要

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

○予定している時刻表・路線図

- ・別紙添付

○運行予定者の決定流れ

- ・それぞれの事業者に、公共交通の運行方針を説明し、賛同する事業者に決定した。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

魚沼市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社小出タクシー ・ ひかり交通株式会社 ・ 奥只見タクシー株式会社 ・ 観光タクシー株式会社 <p style="text-align: right;">(魚沼市内タクシー事業者 4社)</p>
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付 ・ 市全域が「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の適用される要件に該当する過疎地域である。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

平成 30 年 6 月 28 日 (第 22 回)	平成 30 年度事業計画について
平成 31 年 1 月 11 日 (第 23 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
平成 31 年 2 月 28 日 (第 24 回)	平成 31 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和元 年 6 月 27 日 (第 25 回)	令和 2 年度事業計画について協議し合意
令和元 年 10 月 4 日 (第 26 回)	実証運行終了後の本格運行について協議
令和 2 年 1 月 9 日 (第 27 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 2 年 3 月 15 日 (第 28 回)	令和 2 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 2 年 6 月 29 日 (第 29 回)	令和 3 年度事業計画について協議し合意
令和 2 年 8 月 28 日 (第 30 回)	魚沼市地域公共交通計画策定について協議
令和 2 年 10 月 12 日 (第 31 回)	魚沼市地域公共交通計画策定について協議
令和 2 年 12 月 14 日 (第 32 回)	魚沼市地域公共交通計画策定について協議
令和 3 年 1 月 13 日 (第 33 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
令和 3 年 2 月 22 日 (第 34 回)	令和 3 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意
令和 3 年 6 月 28 日 (第 35 回)	令和 4 年度事業計画について協議し合意
令和 3 年 8 月 27 日 (第 36 回)	乗合タクシー時刻表の改正について協議し合意
令和 3 年 12 月 20 日 (第 37 回)	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について
令和 4 年 2 月 22 日 (第 38 回)	乗合タクシー時刻表の改正について協議し合意
令和 4 年 6 月 27 日 (第 39 回)	令和 5 年度事業計画について協議し合意

21. 利用者等の意見の反映状況

小出地域循環乗合タクシーの逆回り便の要望があったため、全便のうち半分の便を平成 28 年 10 月から逆回りとした。平成 31 年 4 月からは、うおぬま眼科及び小出ショッピングセンター等を新たに停留所に加え、利便性を高めた。

地元区長会との意見交換を行うとともに、地域課題の解決に向けた乗合タクシーの広報充実や利用促進に向けた普及・啓発活動など、地域と連携した取組に努めている。

また、事業に係わる協議会には、各地域の住民代表者らの参画を得ている。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整担当 新潟県魚沼地域振興局地域振興担当
関係市区町村	魚沼市市民福祉部生活環境課 魚沼市産業経済部建設課 魚沼市市民福祉部介護福祉課
交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道株式会社 南越後観光バス株式会社 魚沼市タクシー協会 ひかり交通株式会社 入広瀬コミュニティ協議会 国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所 新潟県小出警察署
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	長岡工業高等専門学校教授 県立小出高等学校長 地域公共交通の利用者代表（市内 6 地区） 魚沼市老人クラブ連合会 魚沼市地域自立支援協議会 日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県魚沼市小出島 910 番地

(所 属) 市民福祉部 生活環境課 交通対策係

(氏 名) 桜井 秀明

(電 話) 025-792-9766

(e-mail) kankyo@city.uonuma.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

魚沼市乗合タクシー運行計画

別紙1

運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			過去2か年の利用者数 (実績)			年間利用者の目標値(人)		
		起点	経由地	終点	R2.4.1～ R3.3.31	R3.4.1～ R4.3.31	平均	令和5年度	令和6年度	令和7年度
奥只見タクシー(株)	(1) 小出まちなか循環線(順回り)	小出駅前	小出	小出駅前	1,263人	1,370人	1,320人	1,320人	1,320人	1,320人
	(2) 小出まちなか循環線(逆回り)	小出駅前	小出	小出駅前	1,102人	1,134人	1,120人	1,120人	1,120人	1,120人
㈱小出タクシー	(3) 小出地域乗合タクシー		小出		8,277人	7,777人	8,030人	8,030人	8,030人	8,030人
	(4) 湯之谷地域乗合タクシー		湯之谷		377人	308人	340人	340人	340人	340人
	(5) 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー		清本・長松		467人	569人	520人	520人	520人	520人
	(6) 三ツ又乗合タクシー		池平・中家		656人	695人	680人	680人	680人	680人
ひかり交通㈱	(7) 上稲倉・魚野地乗合タクシー		堀之内		3,174人	3,392人	3,280人	3,280人	3,280人	3,280人
	(8) 新道島乗合タクシー		堀之内		1,026人	1,071人	1,050人	1,050人	1,050人	1,050人
奥只見タクシー(株)	(9) 滝之又乗合タクシー		広神(西)		1,138人	1,223人	1,180人	1,180人	1,180人	1,180人
	(10) 水沢・越又・泉沢乗合タクシー		広神(西)		919人	940人	930人	930人	930人	930人
観光タクシー(株)	(11) 赤土乗合タクシー		守門		17人	20人	20人	20人	20人	20人
	(12) 福山新田乗合タクシー		守門		1,259人	1,226人	1,240人	1,240人	1,240人	1,240人
	(13) 高倉乗合タクシー		守門		1,501人	1,360人	1,430人	1,430人	1,430人	1,430人
	(14) 赤土・小出乗合タクシー		守門		124人	119人	120人	120人	120人	120人

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
魚沼市	奥只見タクシー(株)	(1) 小出まちなか循環線(順回り)	小出駅前	小出	小出駅前	往 6.0 km 循環	244日	1,220回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
		(2) 小出まちなか循環線(逆回り)	小出駅前	小出	小出駅前	往 6.0 km 循環	244日	1,220回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
	(株)小出タクシー	(3) 小出地域乗合タクシー		小出		往 km 復 km	244日	4,880回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
		(4) 湯之谷地域乗合タクシー		湯之谷		往 km 復 km	244日	488回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
		(5) 田中・清本・長松・米沢 乗合タクシー		清本・長松		往 km 復 km	123日	615回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
		(6) ミツ又乗合タクシー		池平・中家		往 km 復 km	121日	847回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
	ひかり交通(株)	(7) 上稲倉・魚野地乗合タクシー		堀之内		往 km 復 km	344日	2,108回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
		(8) 新道島乗合タクシー		堀之内		往 km 復 km	244日	976回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
	奥只見タクシー(株)	(9) 滝之又乗合タクシー		広神(西)		往 km 復 km	123日	738回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
		(10) 水沢・越又・泉沢乗合タクシー		広神(西)		往 km 復 km	121日	726回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③
	観光タクシー(株)	(11) 赤土乗合タクシー		守門		往 km 復 km	47日	94回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR只見線 越後須原駅に接続	③
		(12) 福山新田乗合タクシー		守門		往 km 復 km	244日	1,464回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR只見線 越後須原駅に接続	③
		(13) 高倉乗合タクシー		守門		往 km 復 km	244日	1,464回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR只見線 越後上桑駅に接続	③
		(14) 赤土・小出乗合タクシー		守門		往 km 復 km	99日	198回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR上越線 小出駅に接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	魚沼市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	34,483
交通不便地域	34,483

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
34,483	魚沼市(全域)	過疎地域

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
魚沼市地域公共交通網形成計画	平成28年3月28日	平成29年度
魚沼市地域公共交通計画	令和3年3月2日	平成29年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
34,483		

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

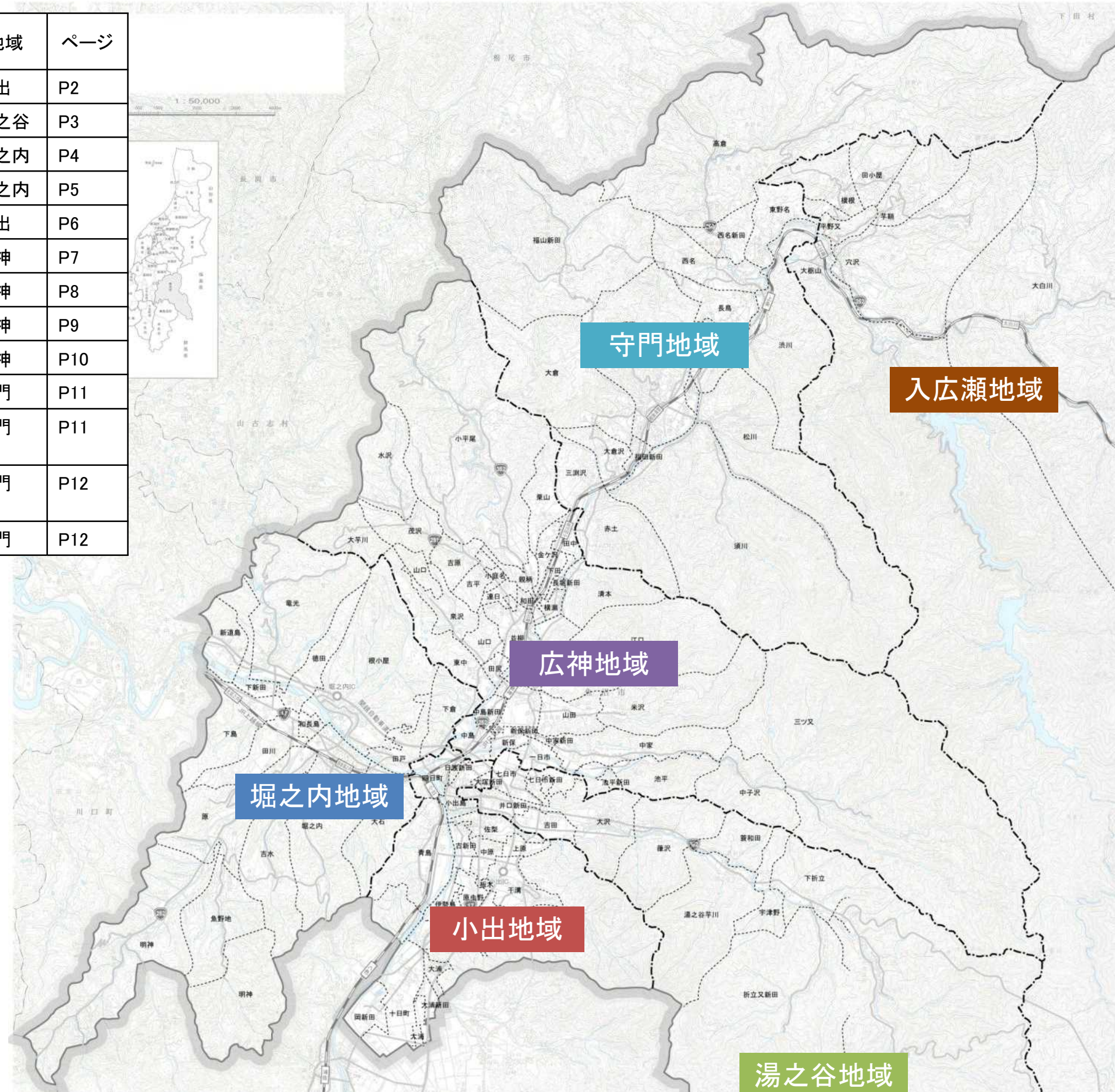
1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

令和5年度

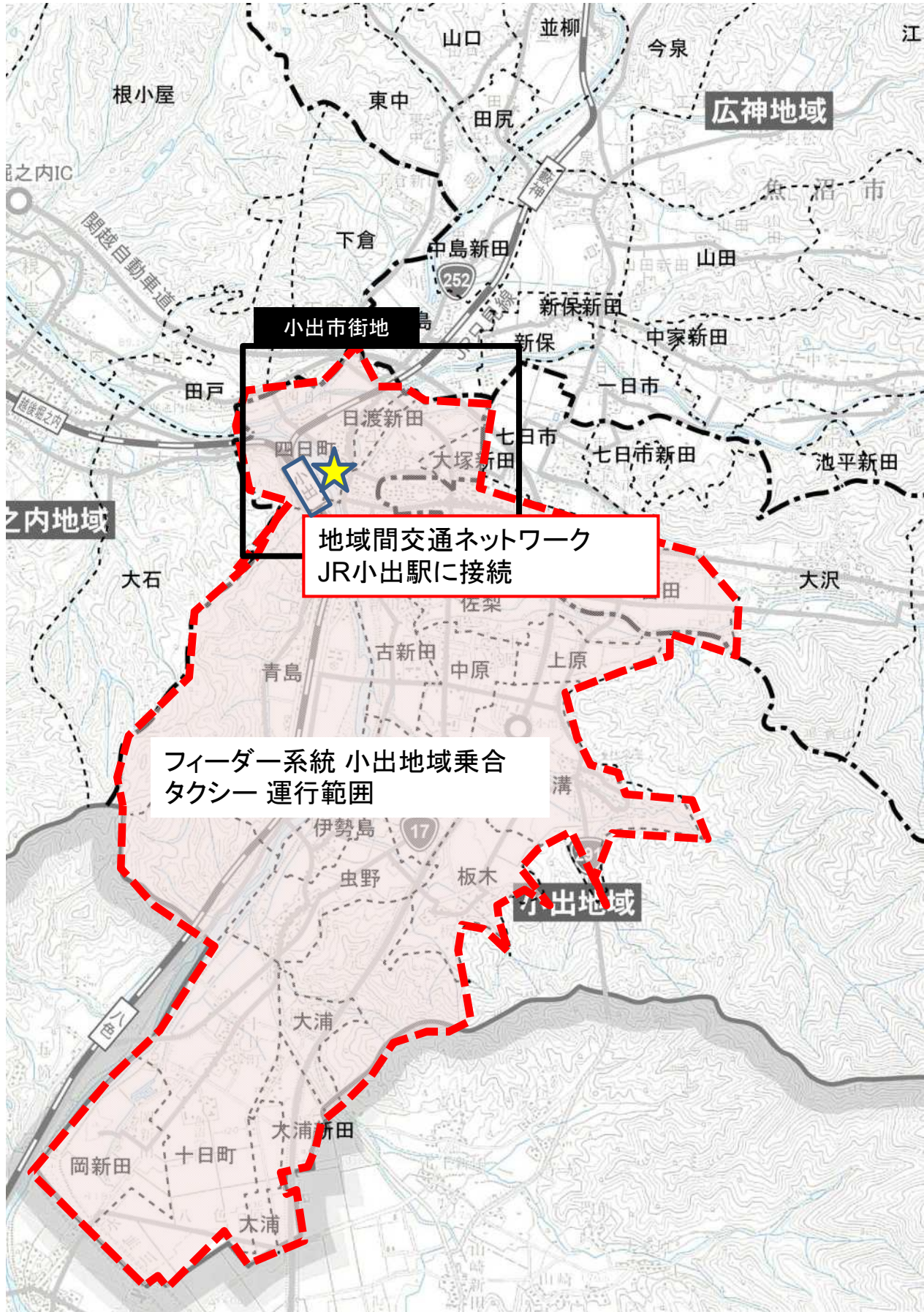
魚沼市乗合タクシー路線図

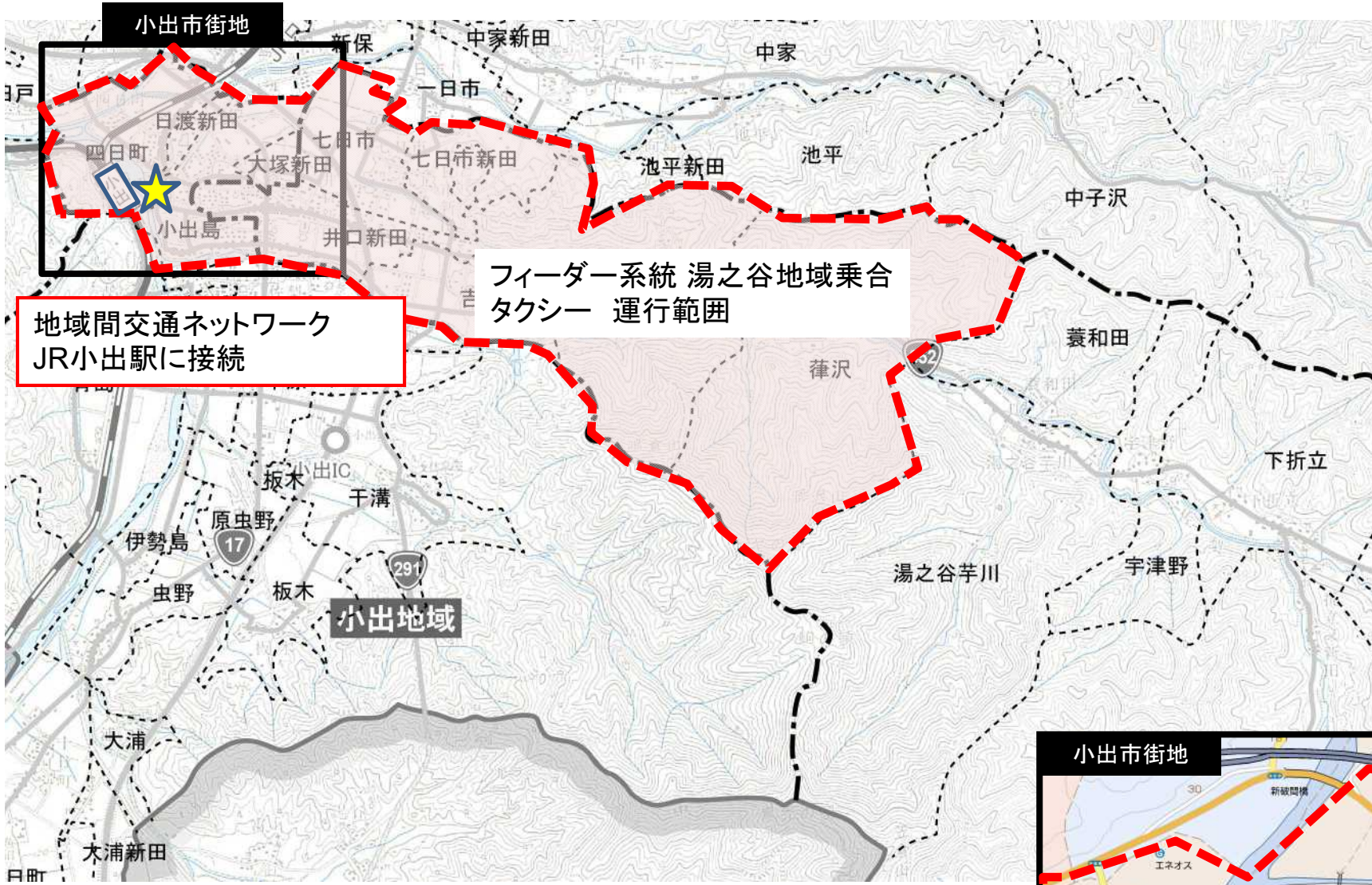
路線名と目次

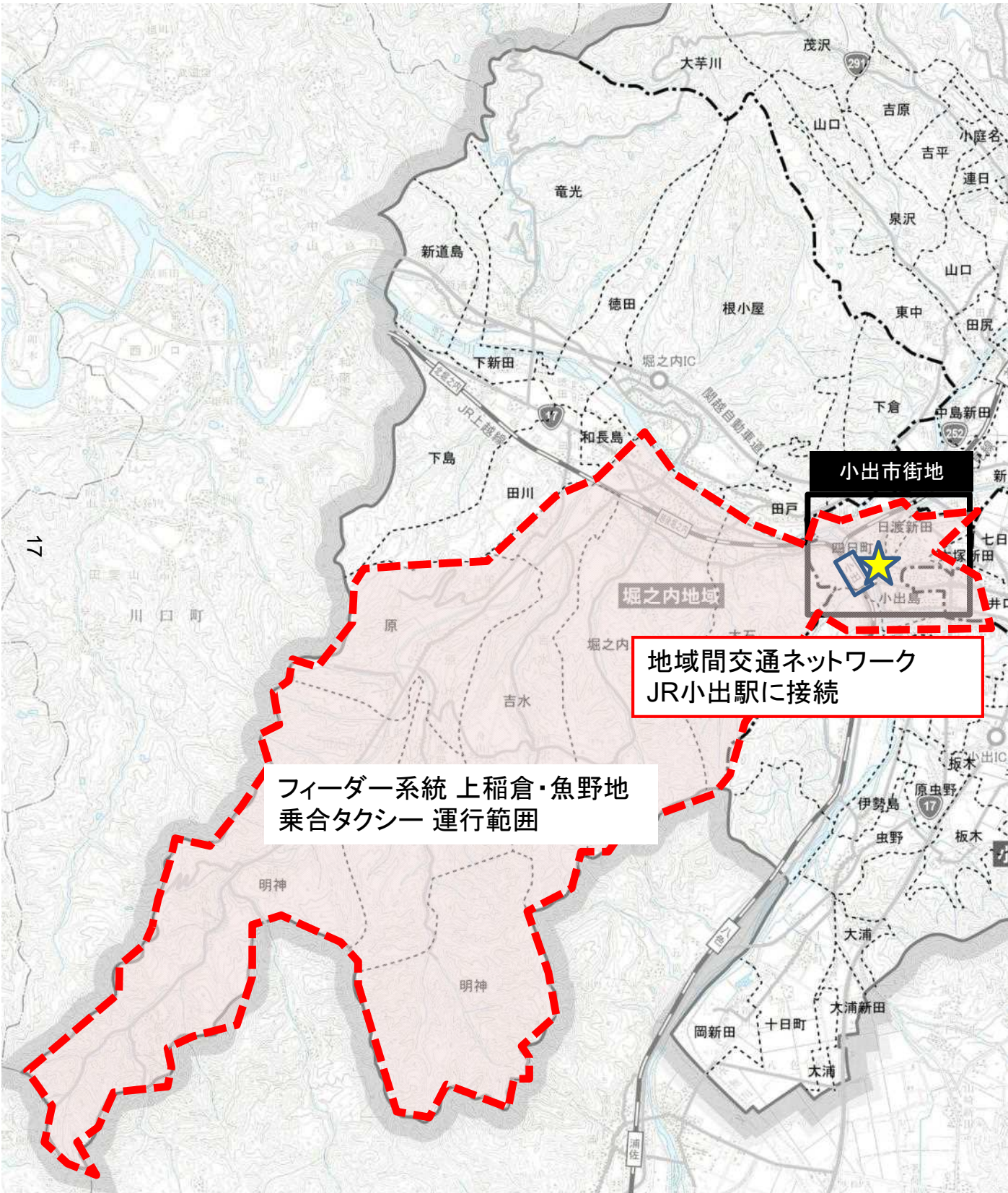
路線番号	路線名	地域	ページ
1	小出地域乗合タクシー	小出	P2
2	湯之谷地域乗合タクシー	湯之谷	P3
3	上稲倉・魚野地乗合タクシー	堀之内	P4
4	新道島乗合タクシー	堀之内	P5
5	小出まちなか循環線	小出	P6
6	滝之又乗合タクシー	広神	P7
7	水沢・越又・泉沢乗合タクシー	広神	P8
8	田中・清本・長松・米沢乗合タクシー	広神	P9
9	三ツ又乗合タクシー	広神	P10
10	高倉乗合タクシー	守門	P11
11	福山新田乗合タクシー 「福山新田～須原線」	守門	P11
12	赤土乗合タクシー	守門	P12
13	赤土・小出乗合タクシー	守門	P12

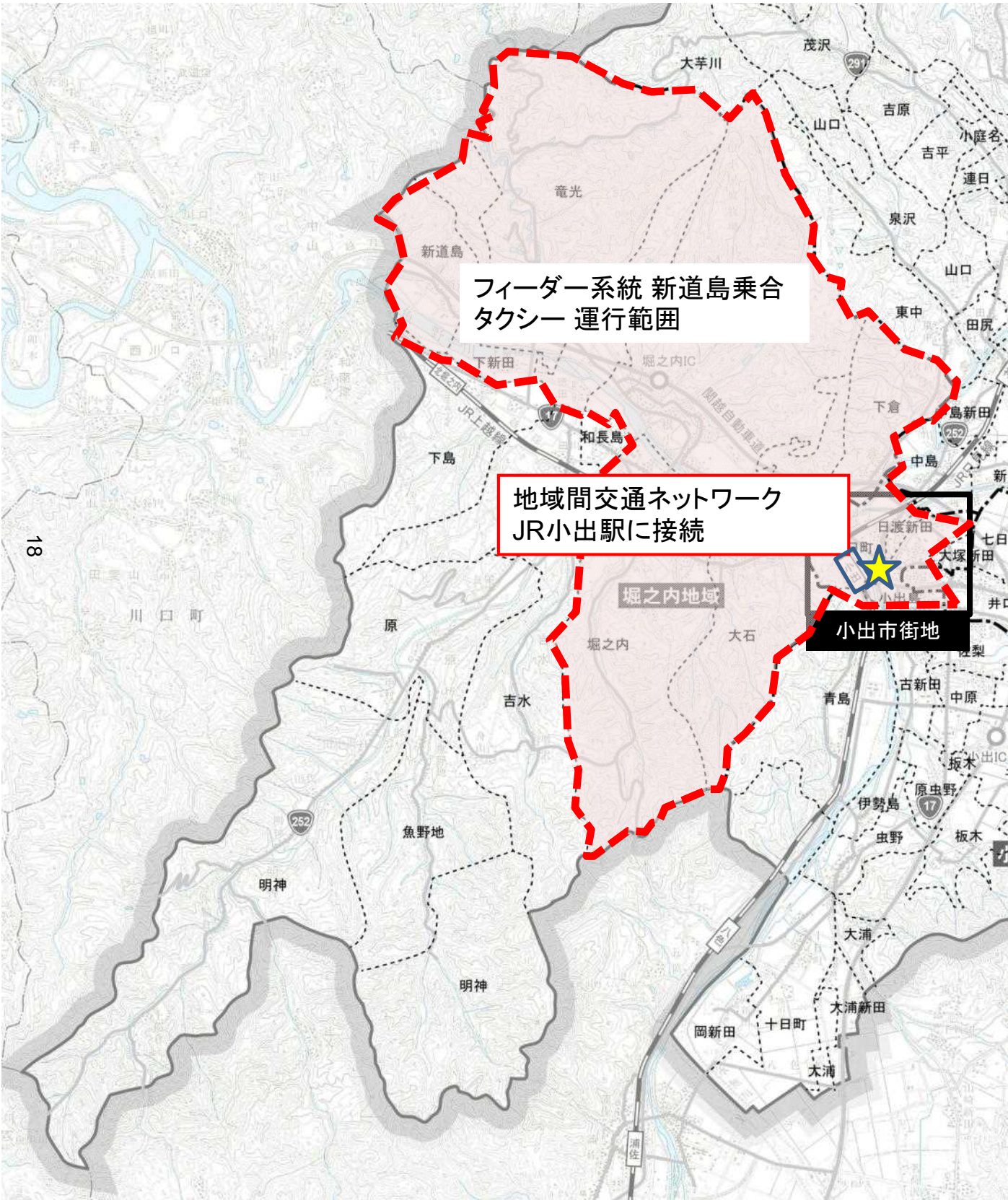


15

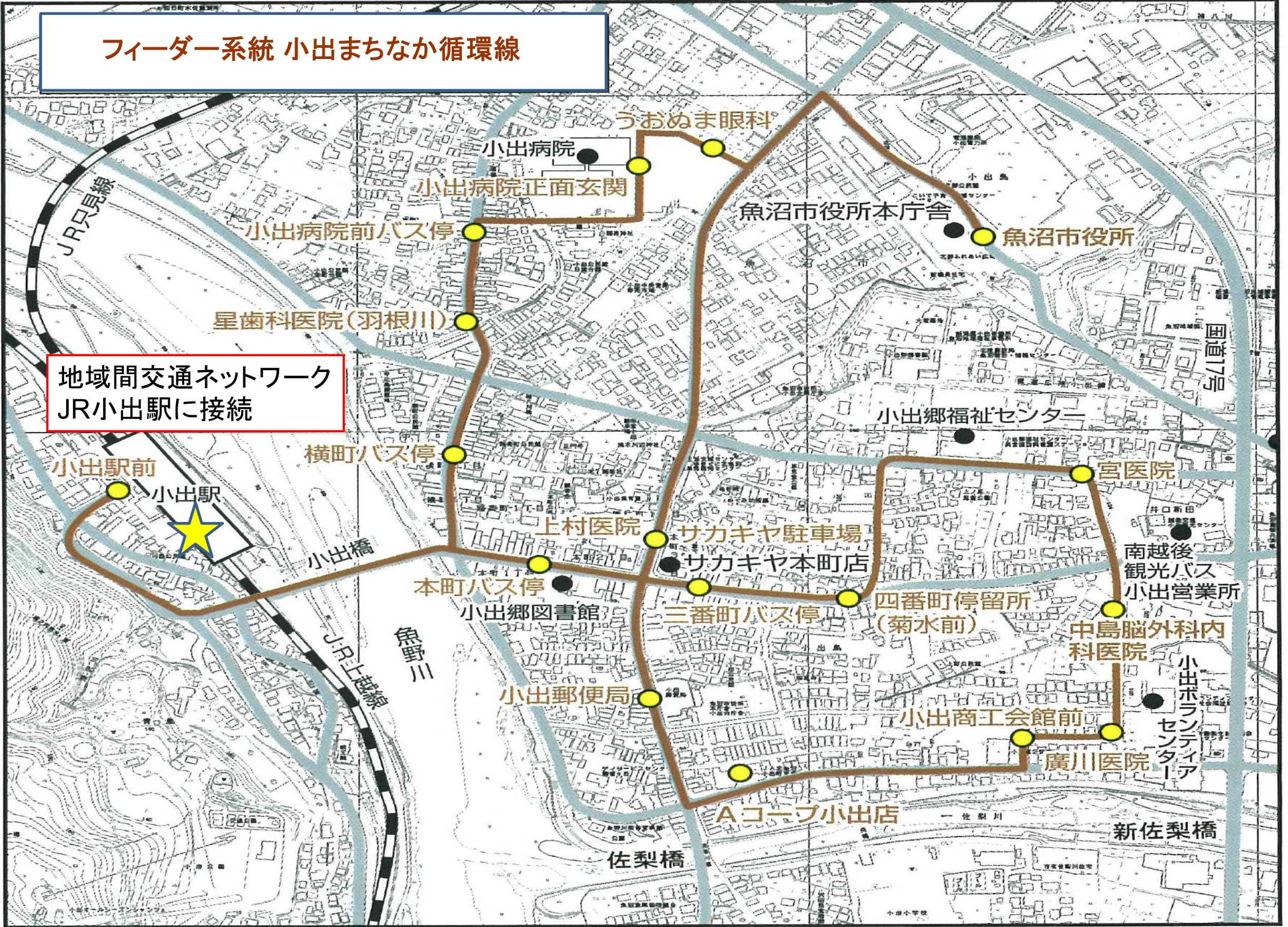




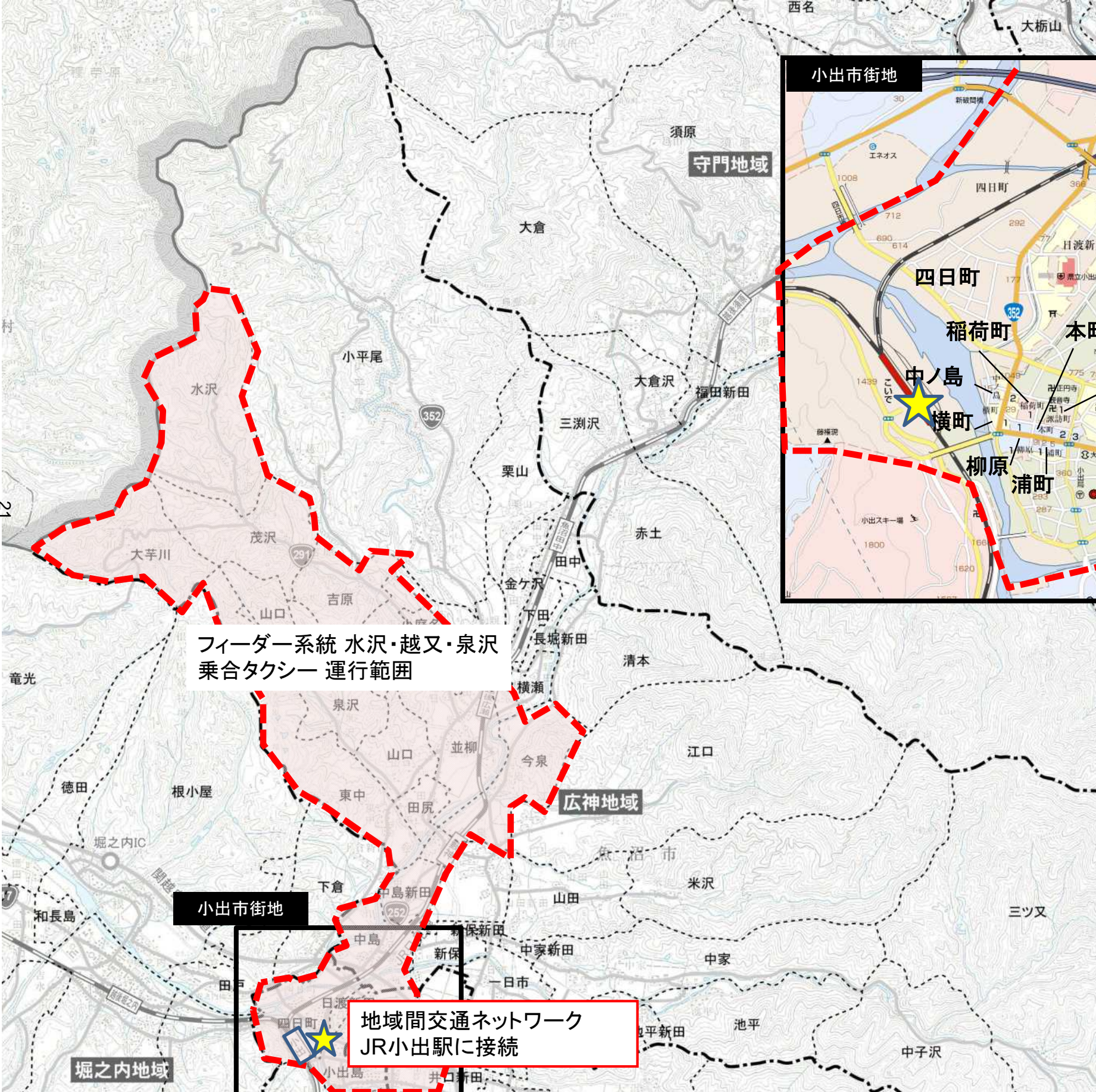




フィーダー系統 小出まちなか循環線



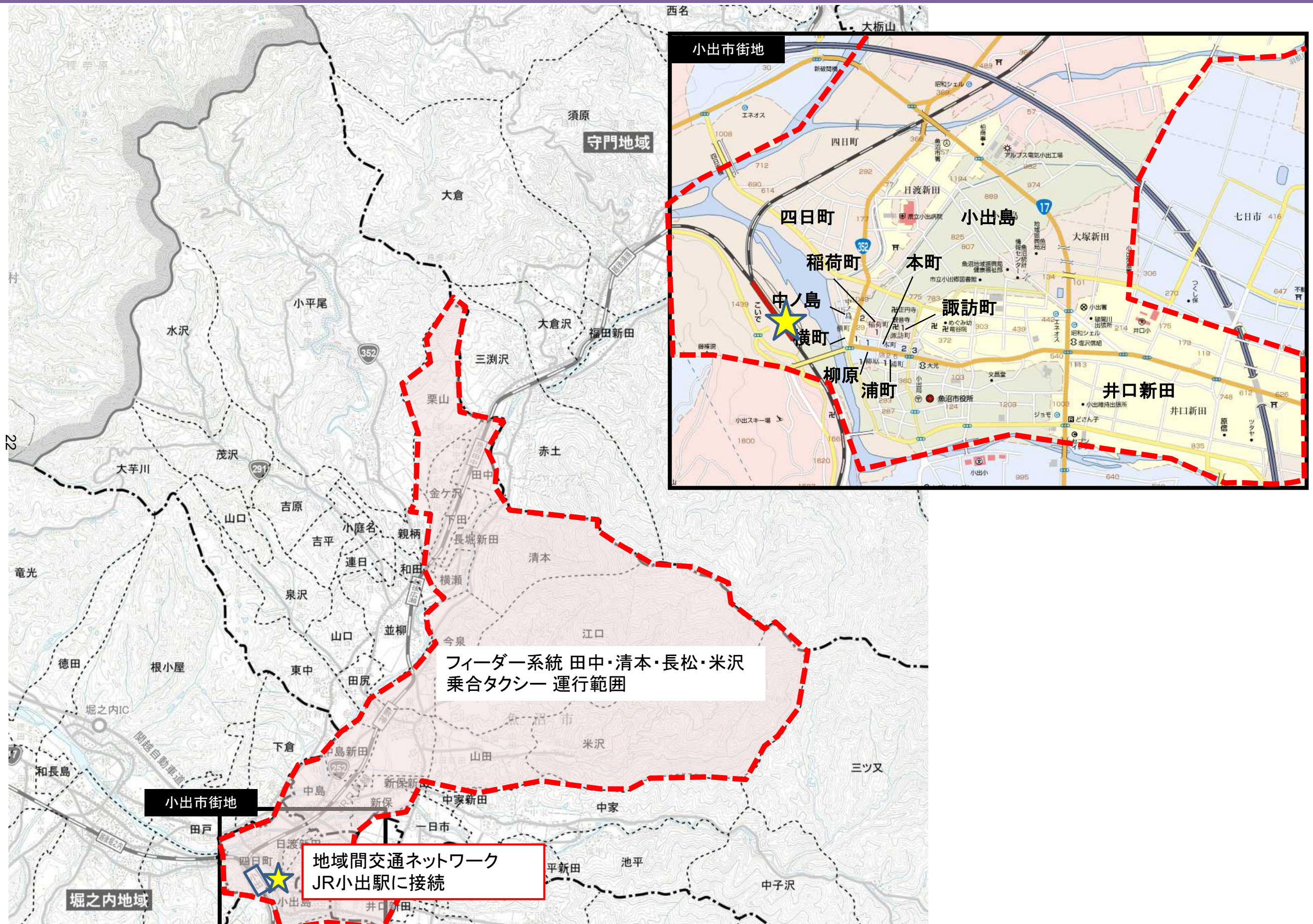
地域間交通ネットワーク
JR小出駅に接続



フィーダー系統 水沢・越又・泉沢
乗合タクシー 運行範囲

地域間交通ネットワーク
JR小出駅に接続





フィーダー系統 田中・清本・長松・米沢
乗合タクシー 運行範囲

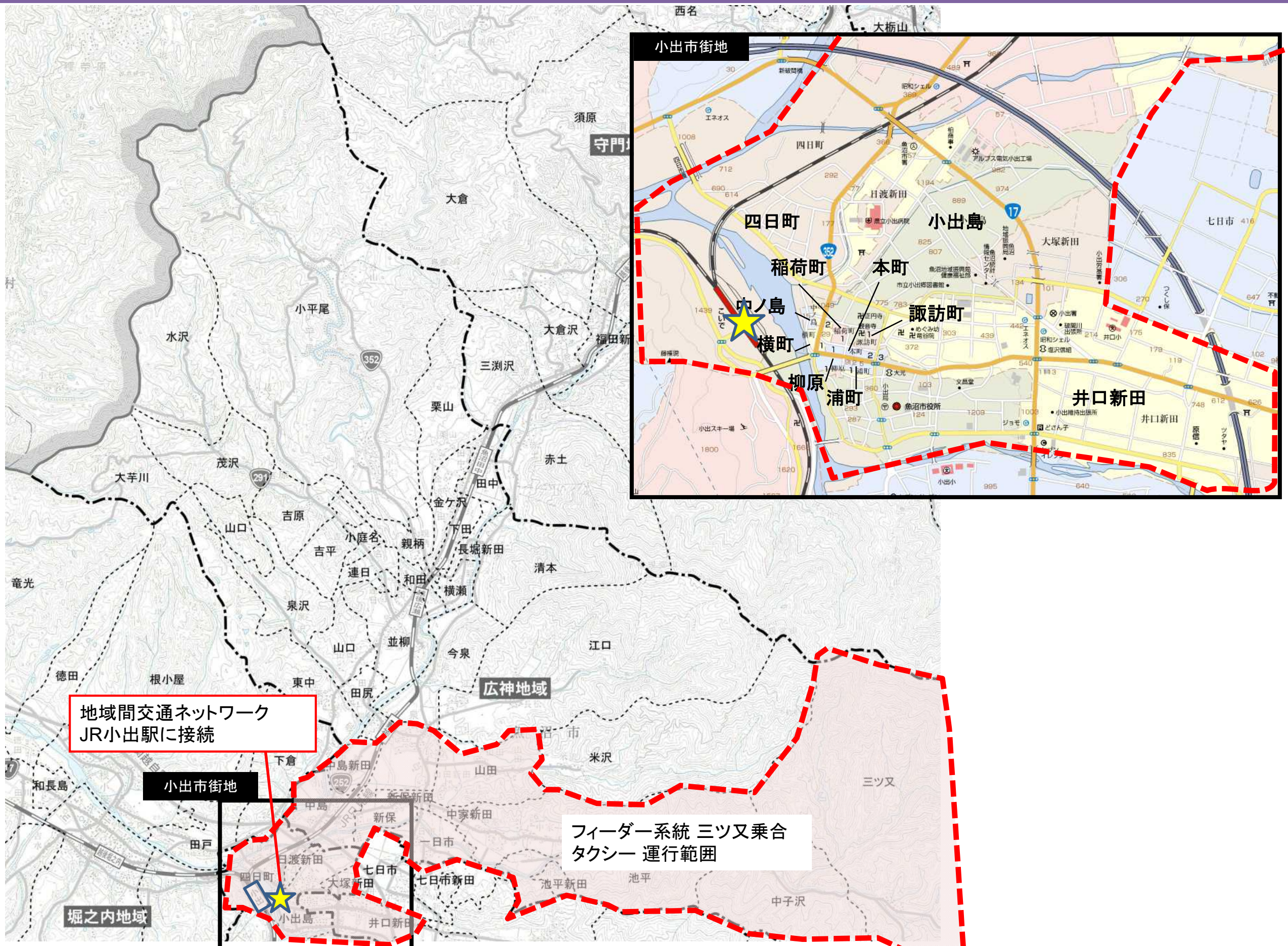
地域間交通ネットワーク
JR小出駅に接続

小出市街地

小出市街地

堀之内地域

23



地域間交通ネットワーク
JR小出駅に接続

小出市街地

フィーダー系統 ミツ又乗合
タクシー 運行範囲

堀之内地域

守門

小出市街地

四日町

小出島

稲荷町

本町

諏訪町

中ノ島

横町

柳原

浦町

井口新田

広神地域

沼市

三ツ又

新保

中家新田

一日市

池平新田

池平

中子沢

下倉

中島新田

山田

米沢

沼市

山田

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

下倉

中島新田

山田

米沢

沼市

山田

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

下倉

中島新田

山田

米沢

沼市

山田

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

下倉

中島新田

山田

米沢

沼市

山田

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

下倉

中島新田

山田

米沢

沼市

山田

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

下倉

中島新田

山田

米沢

沼市

山田

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

下倉

中島新田

山田

米沢

沼市

山田

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

下倉

中島新田

山田

米沢

沼市

山田

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

下倉

中島新田

山田

米沢

沼市

山田

沼市

米沢

沼市

米沢

沼市

米沢

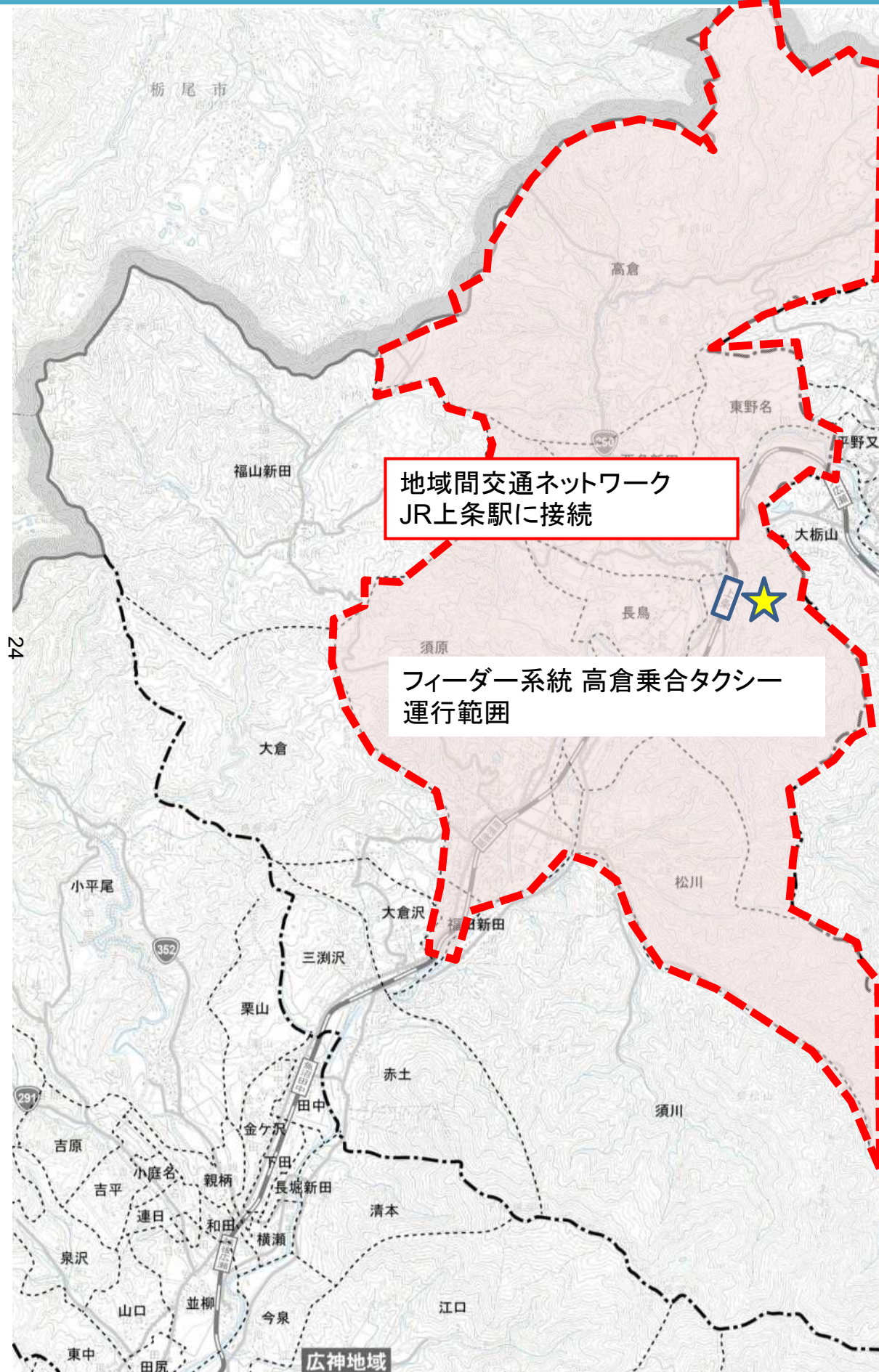
沼市

米沢

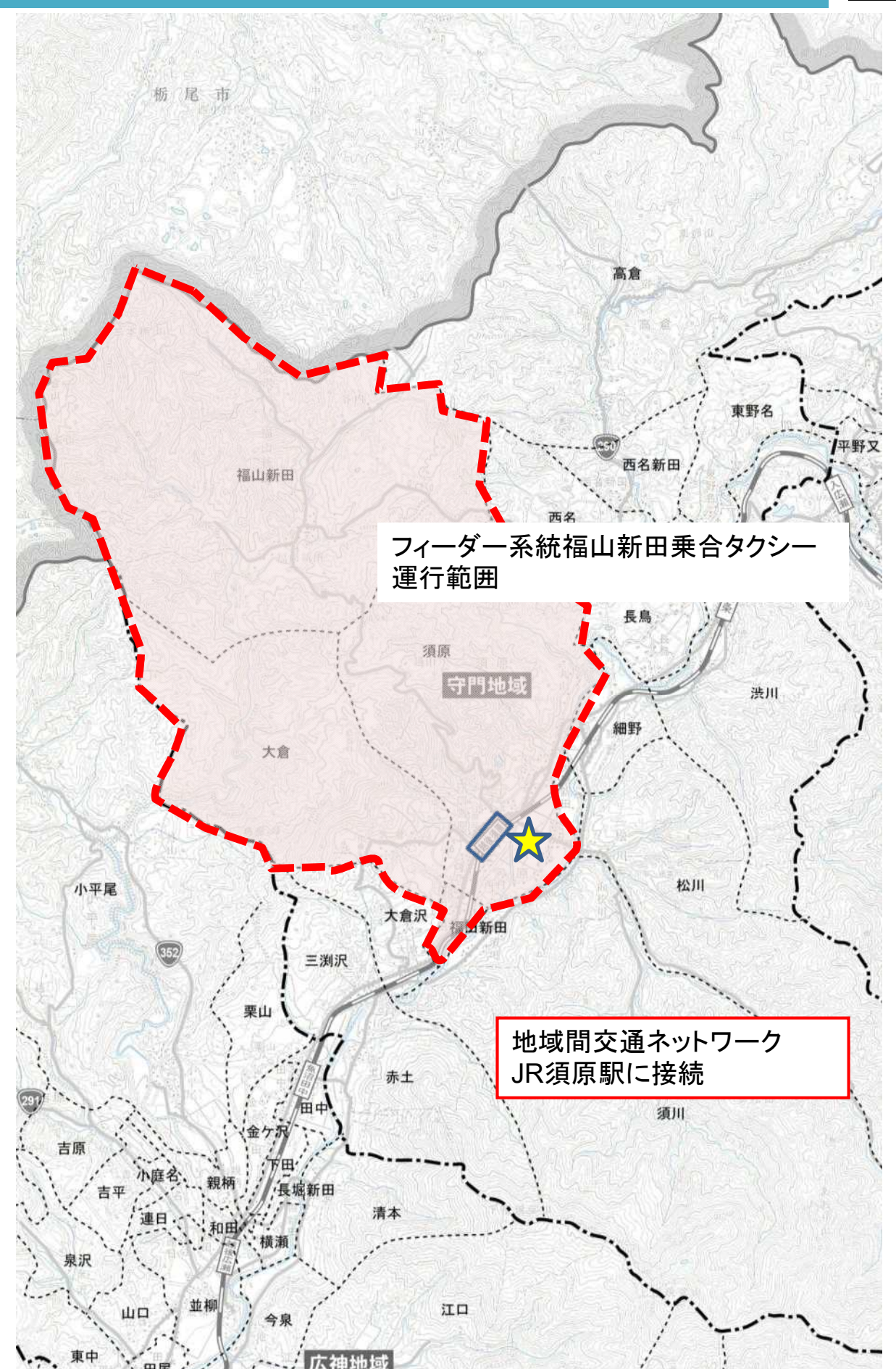
沼市

米沢

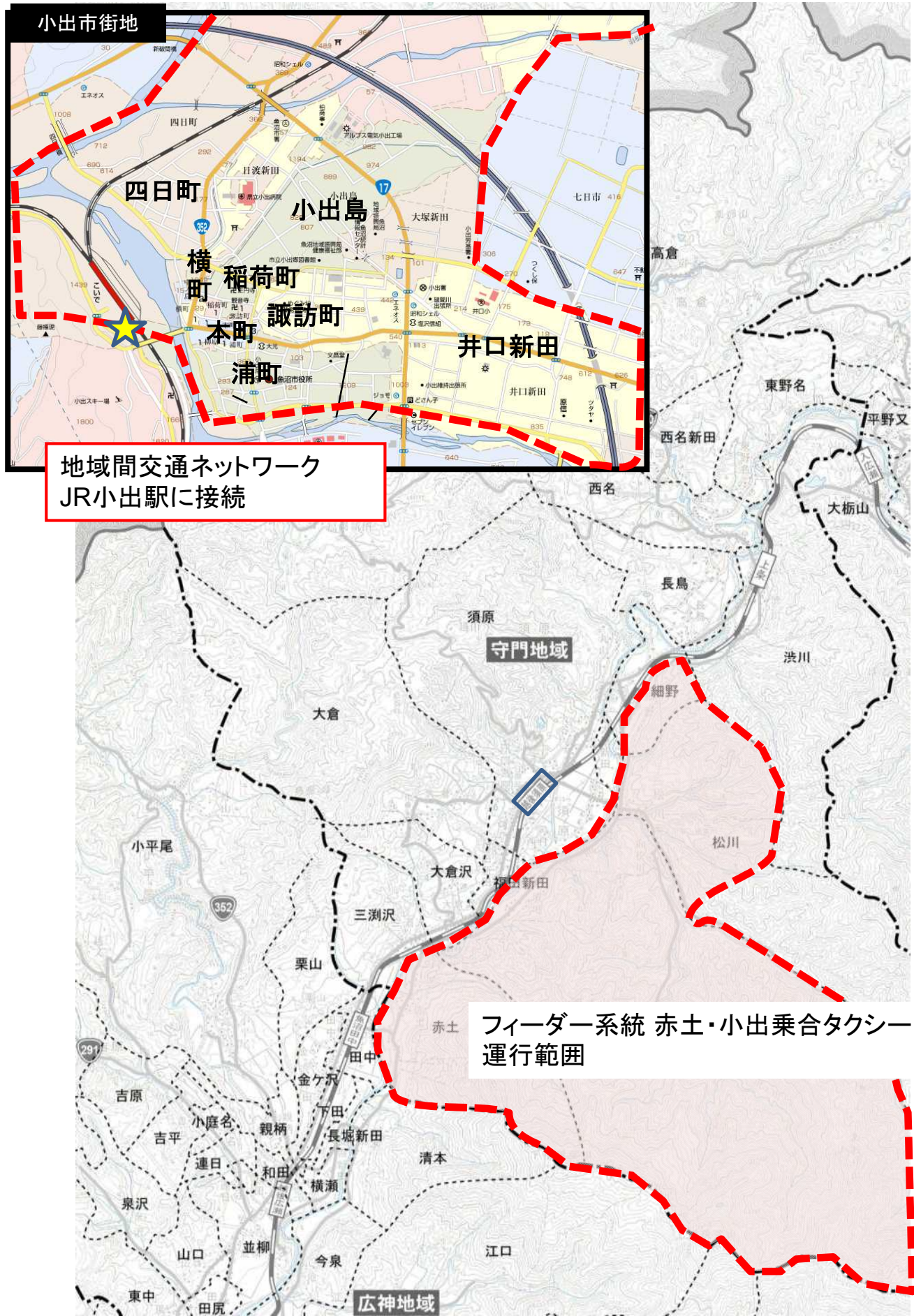
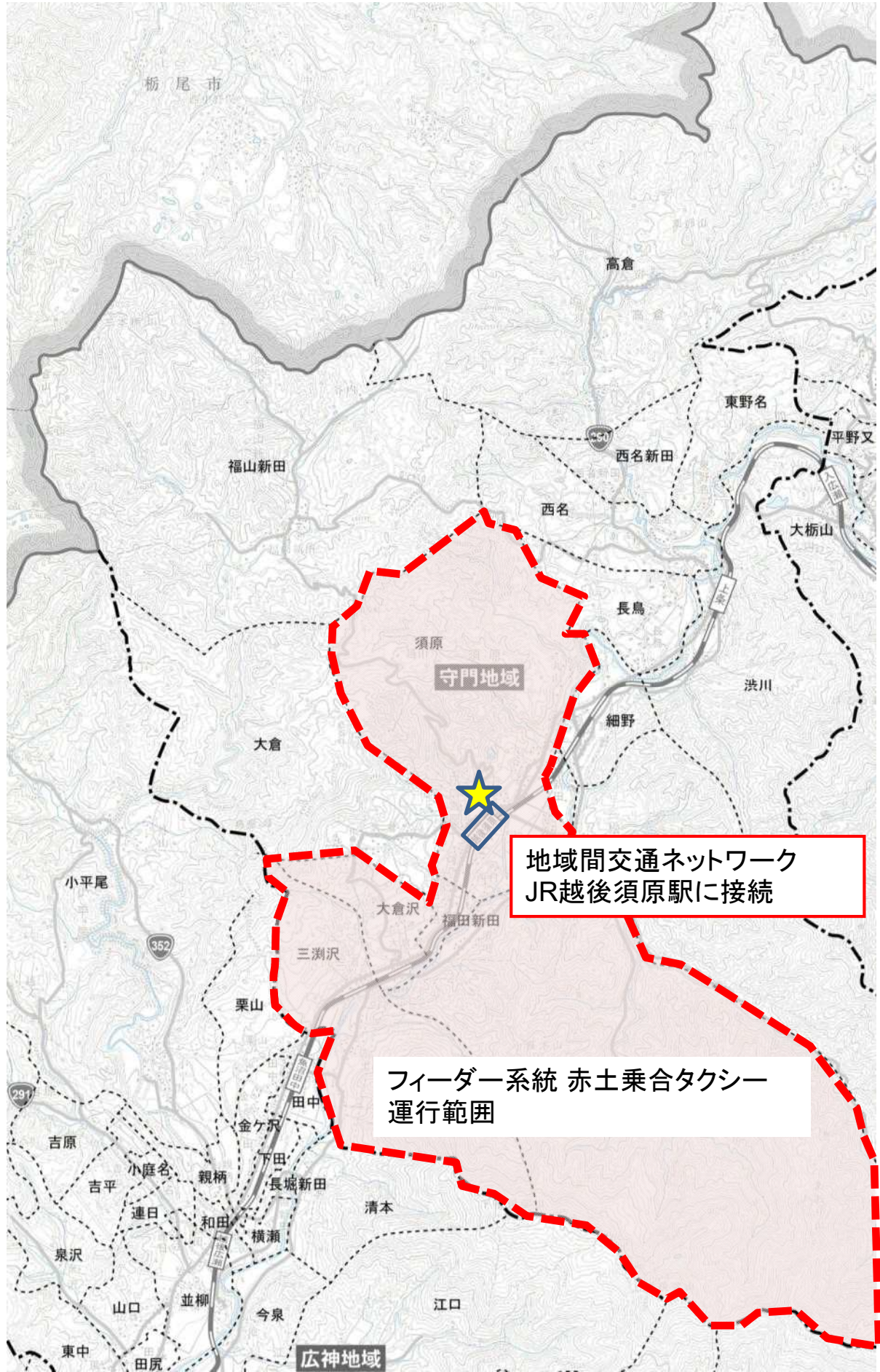
10 高倉乗合タクシー



11 福山新田乗合タクシー



25



令和 年 月 日

新潟県知事様

名 称 : 入広瀬コミュニティ協議会
住 所 : 新潟県魚沼市穴沢 2 1 5 番地 1
代表者の氏名 : 会長 浅井 宏 一

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 7 9 条の 6 及び同法施行規則第 5 1 条の 1 0 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 名称、住所、代表者の氏名

名 称	入広瀬コミュニティ協議会
住 所	新潟県魚沼市穴沢 2 1 5 番地 1
代表者の氏名	浅井 宏 一

2 登録番号

新潟県公第 1 号

3 自家用有償旅客運送の種別

公共交通空白地有償運送

4 運送の区域

区 域	備 考
魚沼市（入広瀬地域）	

5 事務所の名称及び位置

事 務 所 の 名 称	位 置
入広瀬コミュニティ協議会	新潟県魚沼市穴沢 2 1 5 番地 1

5 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

公共交通空白地有償運送

事務所の名称	所有区分	バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合計 (軽)
入広瀬コミュニティ協議会	所有		()	()
	持込		2 ()	2 ()
	合計		2 ()	2 ()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

福祉有償運送

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有						
	持込						
	合計						

6 運送しようとする旅客の範囲

公共交通 空白地有償運送	○
福祉有償運送	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿
- (11) 登録証

令和 年 月 日

申請者

入広瀬コミュニティ協議会 様

(案)

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり運営協議会を開催し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

- 1 自家用有償旅客運送の種別
公共交通空白地有償運送
- 2 運営協議会の名称及び対象市町村
(名称)
魚沼市地域公共交通協議会
(対象市町村)
魚沼市
- 3 運営協議会にて合意に至った年月日
令和4年6月27日
- 4 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
名称：入広瀬コミュニティ協議会
住所：魚沼市穴沢215番地1
代表：会長 浅井 宏一
- 5 合意の内容
 - (1) 運送の区域
魚沼市（入広瀬地域）
 - (2) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）
2,000円（年額による定額制。内容は別紙のとおり）
- 6 その他特記事項

令和4年6月27日

魚沼市地域公共交通協議会
会長 内田 幹夫